

令和 9 年度（令和 9 年 4 月～令和 10 年 3 月） 茨木市保育所等利用案内



この案内には、市が認可する保育施設の利用に関する手続き、必要書類、注意事項等を掲載しています。利用申込みにあたっては、必ず内容をご確認ください。

なお、利用案内の内容は予告なく変更する場合があります。最新の情報は市ホームページでご確認ください。

利用開始希望月	申込期間	申込フォーム
令和 9 年 4 月	〔1 次選考〕令和 8 年 10 月 15 日(木) ～ 11 月 5 日(木) 〔2 次選考〕令和 8 年 11 月 20 日(金) ～ 令和 9 年 2 月 5 日(金) ※令和 8 年 12 月～令和 9 年 3 月分についても同時申込みが可能です。	
令和 9 年 5 月 ～ 令和 10 年 3 月	利用開始希望月の 前々月 6 日 ～ 前月 5 日	

令和 9 年度の保育年齢（クラス）早見表

保育年齢	児童の生年月日	最終保育年齢
0 歳児クラス	令和 9 年（2027 年）4 月 2 日 ～ 令和 10 年（2028 年）4 月 1 日	令和 16 年 3 月
	令和 8 年（2026 年）4 月 2 日 ～ 令和 9 年（2027 年）4 月 1 日	令和 15 年 3 月
1 歳児クラス	令和 7 年（2025 年）4 月 2 日 ～ 令和 8 年（2026 年）4 月 1 日	令和 14 年 3 月
2 歳児クラス	令和 6 年（2024 年）4 月 2 日 ～ 令和 7 年（2025 年）4 月 1 日	令和 13 年 3 月
3 歳児クラス	令和 5 年（2023 年）4 月 2 日 ～ 令和 6 年（2024 年）4 月 1 日	令和 12 年 3 月
4 歳児クラス	令和 4 年（2022 年）4 月 2 日 ～ 令和 5 年（2023 年）4 月 1 日	令和 11 年 3 月
5 歳児クラス	令和 3 年（2021 年）4 月 2 日 ～ 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日	令和 10 年 3 月

茨木市こども育成部 保育幼稚園事業課

〒567-8505 茨木市駅前三丁目 8 番 13 号 茨木市役所南館 3 階㊟窓口 TEL：072-620-1638(直通)

窓口受付時間：月～金(祝・年末年始除く)午前 9 時 00 分～午後 4 時 30 分

電話受付時間：月～金(祝・年末年始除く)午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分

目 次

初めて申込をする方へ

幼稚園や保育所等の違いってなに？	①
～施設の種類について～	
どうやって申し込むの？	②・③
～申請方法について～	
どうやって利用するの？	④・⑤
～保育認定や利用時間について～	
いくらかかるの？	⑥
～利用者負担額について～	
その他施設について	⑦
Q&A.	⑧

お子さまを預けるにあたって、全体的な概要を理解していただくためのページです。
詳細については該当のページをご覧ください。

1 申請の準備

アカウント登録	p.1
必要書類の準備	p.2
その他の状況により必要な書類や手続き	p.4
茨木市外の保育所等への申込（広域申込）	p.7
育児休業中の申込	p.7
保育所等在園児の弟妹の育児休業期間中における在園児の保育所等利用について	p.8

2 電子申請

新規利用申込フォーム	p.9
4月入所申込	p.9
例月入所申込	p.11
保育所等の転所（園）希望	p.11
利用申込後に世帯の状況等に変更があった場合	p.12
希望変更及び不備書類の提出	p.12

3 利用申込時及び利用時の注意事項

利用申込の取下げ、入所の辞退	p.13
利用決定の取消、保育実施の解除について	p.13
利用申込時の注意事項	p.13

4 保育所等一覧

保育所	p.15
認定こども園	p.16
小規模保育事業所	p.19
事業所内保育事業所	p.20
小規模保育事業所等の連携施設について	p.20

5 茨木市待機児童保育室

施設情報	p.22
申込方法・注意事項等	p.22
利用料	p.22

6 問診

4月入所申込の場合	p.23
例月入所申込の場合	p.23

7 教育・保育給付認定

「教育・保育給付認定通知書」の発送時期	p.24
認定区分	p.24
保育必要量	p.24
保育認定の事由及び有効期間	p.25
入所後に認定内容の変更があった場合	p.26

8 利用調整

利用調整指数の決定方法	p.27
施設の希望について	p.27
申込状況に変更が生じた場合	p.27
利用調整指数表について	p.28
令和9年度 保育所等利用調整指数表	p.29

9 利用者負担額等

対象児童が0～2歳児の場合	p.32
対象児童が3～5歳児の場合	p.32
納付先・納付方法	p.32
滞納処分について	p.33
ひとり親家庭の利用者負担額について	p.33
利用者負担額の軽減措置	p.33
課税状況に変更があった場合	p.33
その他注意事項	p.33
茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）	p.34

10 休日保育

休日保育事業について	p.36
休日保育事業利用料補助事業について	p.36

11 児童が病気やケガの時に保育所等が利用できない場合

病児保育室の利用について	p.37
病後児保育室の利用について	p.37
訪問型病児・病後児保育の利用に係る補助について	p.38

その他のお知らせ

保育士の保育所等優先利用について	p.39
令和9年度保育所等利用案内についてのアンケートのお願い（任意）	p.39

申込フォーム等一覧

幼稚園や保育所等の 違いってなに？



お子さまを預けたい理由によって、多様な施設が利用できます。

施設によって対象となるお子さまの年齢や利用できる時間、申込方法等が異なりますので、下記種別をご確認ください。

茨木市にある認可保育施設については、p.15～をご覧ください。

保 育 所

0～5歳

就労などの理由でお子さまの保育が必要な場合に、保護者に代わって保育をする児童福祉施設です。

教育・保育給付認定 …………… 2・3号

→保育幼稚園事業課へ申込



幼 稚 園

3～5歳

教育を目的とし、保育要件がなくても利用できます。標準的な1日の教育時間は4時間ですが、預かり保育を利用できる園もあります。また、満3歳児クラスやプレ幼稚園を実施している園もあります。

新制度園

教育・保育給付認定 …………… 1号

※幼稚園の中には私学助成園もあります。
【施設等利用給付認定】

→各施設へ申込

認定こども園

0～5歳

教育と保育とを一体的に行う施設で、「就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能」と「地域における子育て支援を行う機能」を備える施設です。

●教育部分（3～5歳）

教育・保育給付認定 …………… 1号

→公立：保育幼稚園事業課へ申込

私立：施設へ申込

●保育部分

教育・保育給付認定 …………… 2・3号

→保育幼稚園事業課へ申込

地域型保育事業

0～2歳

2種類あります



小規模保育事業所
定員19人までの小さな施設で規模の特性を活かして保育を実施します。

事業所内保育事業所
会社や事務所が設置する施設で従業員のお子さまと地域のお子さまと一緒に保育します。

教育・保育給付認定 …………… 2・3号

→保育幼稚園事業課へ申込

認定の違いについては、④ページの「どうやって利用するの？」にてご確認ください。

どうやって申し込むの？

お申込みされる施設や入所希望月によって締切が異なります。
締切を確認したうえで、手順をご確認ください。



●保育部分を希望される方の利用手続き（2・3号認定）

〔保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業〕

STEP1

施設の見学に行く等して希望する施設を検討する

見学については園に直接お問い合わせください。

STEP2

必要な書類を準備する

必要な書類についてはP.2～



〈マイページログイン〉

STEP3

期限までに申込みをする（電子申請）

■ 4月入所：（一次選考）R8/10/15～R8/11/5

（二次選考）R8/11/20～R9/2/5

■ 例月入所：利用を希望する月の前々月6日から前月5日



〈新規・転所申込フォーム〉

STEP4

お子さまの問診票の入力・問診の実施

入所申込み受付完了メールのURLから問診票を入力してください。

来庁し、問診を受けてください。（原則締切日まで）



〈窓口予約フォーム〉

STEP5

市が認定と利用調整を行います

保育の必要性について認定次第、「教育・保育給付認定通知書」を郵送します。

※保育所等の利用決定通知とは異なります。

利用調整の結果、入所が決定した際は市より連絡します。



保育部分について、誰が入所できるかどうかは「利用調整」によって決定します。

利用調整とは、受入可能人数よりも申込み人数が多い場合に、保育の必要性の高い方から入所の決定をすることです。保育の必要性の高さは、「利用調整指数表」に基づく指数によって決定します。

「利用調整指数表」はp.29～を確認してください。

●教育部分を希望される方の利用手続き（1号認定）

見学に行く等して入園を希望する園が決定したら、各申請先にお申込みください。

〔市立認定こども園（教育部分）〕

STEP1

保育幼稚園事業課に申込みをする（電子申請）

- 4月入園 …… R8/10/1～R8/10/7
- 例月入園 …… 茨木市民であれば随時お申込みいただけます。



STEP2

入園が決定したら保育幼稚園事業課にて入園の手続きをして入園

- 4月入園 …… 受付を上回る申込があれば10月中旬に抽選にて決定します。
- 例月入園 …… 空きがあれば市から連絡いたします。
空きがなければ順番待ちとなります。

詳細につきましては、右の2次元コードよりご確認ください。



市立認定こども園
（教育部分・1号認定）
について

〔私立認定こども園（教育部分）、私立幼稚園〕

直接施設にお問い合わせのうえ、お申し込みください。

どうやって利用するの？



認可保育施設等を利用するには「教育・保育給付認定」を受ける必要があります。

子どもの年齢や保育の必要性に応じて1号～3号までの認定区分があります。

保育の必要性

年 齢	保育の必要性	
	なし	あり
満3歳以上	1号	2号
満3歳未満		3号

施設等利用給付認定って？

認定こども園の教育部分や新制度の幼稚園について、預かり保育料の無償化の対象となるために必要な認定です（新2号、新3号認定）。

なお、私学助成の幼稚園や認可外保育施設等の無償化にも適用されます。

詳しくは「保育料無償化のしおり」をご覧ください。



〈幼児教育・保育の無償化の手続きについて〉

保育の必要性って？

保護者の全員が次のいずれかに当てはまる場合に、保育の必要性があると認められ、教育・保育給付認定（2号・3号）を受けられます。

詳しくはP.25にてご確認ください。



01 就労

月64時間以上就労している

標/短

02 妊娠・出産

母親が出産前後である

標/短

03 疾病・障害

病気やケガ、もしくは心身に障害がある

短

04 介護・看護

親族の介護・看護を月64時間以上している

標/短

05 災害・復旧

震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている

標/短

06 求職活動

求職活動を行っている

短

07 就学

月64時間以上就学している

標/短

08 その他

その他保育が必要な状態と認められた場合

標：保育標準時間 短：保育短時間 ※次ページ参照

どれくらい預けられるの？

〔保育所・認定こども園（保育部分）・地域型保育事業〕

2・3号認定を受けて保育を受けられる時間には「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類の認定区分があります。



保育標準時間 …… 最大11時間
保育短時間 …… 最大8時間

※保護者のいずれかの要件が「保育短時間」であれば、「保育短時間」の認定になります。



原則として、保育を利用できるのは、認定区分に関わらず就労等の理由により保育が必要な時間のみです

利用時間のイメージ（公立施設の場合）



※保育時間に間に合わない場合は延長保育を利用できます。（延長保育料が必要です）

※私立施設の場合、施設により標準時間・短時間の設定は異なるため、各自でご確認ください。

また、具体的な利用日時については、利用決定後に施設と調整していただくことになります。

◎1号認定で入園される方へ

1号で入園されている方は園によって預かり保育を利用できます。（預かり保育料が必要です。）

利用時間のイメージ（公立施設の場合）



預かり保育料については、施設等利用給付認定（新2号認定）をお持ちの方は一定額まで無償になります（公立は全額無償）。

いくらかかるの？



保育所等の利用者負担額（保育料）について、0～2歳児は保護者の市民税所得割課税額によって決定します。3～5歳児は市民税の課税状況に関わらず、利用者負担額は全額無償となります。詳細はp32～をご確認ください。

●預かり保育や認可外保育施設の利用については、保育が必要な事由がある場合は一定額まで無償になります。（新2号、新3号認定）

	●保育所 ●認定こども園 （保育部分） ●地域型保育	●認定こども園 （教育部分） ●幼稚園 （新制度園）	●幼稚園 （私学助成園）	●認可外保育 施設等 ※1	
	教育保育給付認定		施設等利用給付認定		
	保育料	保育料	預かり保育料	保育料	預かり保育料
3～5歳児 クラス	無 償 ※2 ●2号	無 償 ※2 ●1号	上限まで無償 ○新2号	上限まで無償 ※2 ○新1号	上限まで無償 ○新2号
満3歳児 クラス		無 償 ※2 ●1号	有 償 (住民税非課税世帯の場合) 上限まで無償 ○新3号	上限まで無償 ※2 ○新1号 (住民税非課税世帯の場合) 上限まで無償 ○新3号	
0～2歳児 クラス	有 償 ※3 ●3号				有 償 (住民税非課税世帯の場合) 上限まで無償 ○新3号

※1 認可外保育施設等とは、認可外保育、一時預かり事業、病児保育事業、ベビーシッター、ファミリーサポートセンター事業を含みます。茨木市から無償化の対象として確認を受けた施設が対象です。

※2 給食費がかかります。そのうち副食費の徴収・免除は市民税所得割額によって決定します。

※3 市民税所得割額によって決定します。詳しくはp.34にてご確認ください。

○新1号：上限28,000円まで無償

○新2号：上限12,300円まで無償 ※ただし「利用日数×490円」の範囲内
認可外保育施設等は上限40,300円まで無償
公立認定こども園は全額無償

○新3号：上限17,700円まで無償 ※ただし「利用日数×490円」の範囲内
認可外保育施設等は上限45,700円まで無償



注) 令和8年10月時点での上限金額です。今後変更となる可能性がございます。
利用者負担額とは別に行事費や教育活動費などの費用が園によって必要です。

他にも保育施設はあるの？



待機児童保育室

茨木市が運営している認可外保育施設です。保育所と同程度の基準で運営しており、茨木市内に「あゆみ」と「みらい」の2か所あります。認可保育所等と同様に申込みができます。詳しくはP.22にてご確認ください。



企業主導型保育施設

企業が設置する認可外保育施設です。従業員だけでなく地域住民が利用できる「地域枠」があります。申込方法や預けられる時間、料金等は施設によって異なるので、直接施設へお問い合わせください。



〈企業主導型保育施設について〉



その他の認可外保育施設

申込方法や預けられる時間、料金等は施設によって異なるので、直接施設へお問い合わせください。



〈認可外保育施設について〉

他にも子どもを預けられる方法はあるの？



一時預かり

家庭での保育が困難となった場合に、お子さまを一時的に保育します。利用については施設に直接お問い合わせください。

こども誰でも通園制度

就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育所等を利用できる新たな通園制度です。生後6か月から3歳の誕生日を迎える前々日までのお子さまが対象です。詳しくは2次元コードよりご確認ください。



こども誰でも
通園制度について

ファミリーサポートセンター

子育ての手助けをしてほしい人と手助けをしたい人が相互援助活動を行う会員制の組織です。一時的な預かりや保育施設への送迎等に利用できます。

Q & A

Q どうやって園を選べば良いですか？

預かり時間や保育方針、諸経費は園によって異なります。送迎方法や送迎ルート、園の雰囲気も事前にご確認いただいた方が良いかと思います。



Q 見学はどうやって行けば良いですか？

施設に直接お問い合わせください。お問い合わせ先はP.15～にてご確認ください。

Q どこが入りやすいですか？各園の倍率を教えてください。

空き状況を毎月保育幼稚園事業課のホームページにて公開しています（4月入所の一次選考時については公開していません）。ただし、入所可否については利用調整指数による利用調整の結果次第となります。

倍率につきましては、算出しておりません。なお、待機順番につきましては、利用調整後にお伝えできます。

また、4月入所の一次選考における利用決定児童数及び利用調整指数の最低点についても公開しております。右の2次元コードよりご確認ください。



〈利用決定児童数及び
利用調整指数の最低点〉

Q 子どもの病気やケガにより保育所等が利用できないが仕事に行かないといけないう場合はどうしたら良いですか？

症状・条件によっては病児保育事業を利用できます。詳しくは右の2次元コードからご確認ください。



〈病児保育事業について〉

その他よくある質問については右の2次元コードからご確認ください。



〈保育Q&A〉



1 申請の準備

アカウント登録

申請は LoGo フォームによる電子申請です。▲ **アカウント登録をしないと申請等を行うことができません。**

(1) アカウントを登録する（登録フローは右記二次元コードからご確認ください）

- ① 申請したいフォームの二次元コードを読み取るか、URL にアクセス
※二次元コードの読み取りは「標準カメラアプリ」を使用してください。他のアプリを使用し二次元コードを読み取った場合、うまくログインできないことがあります。
- ② 「新規アカウント登録」を選択
- ③ メールアドレスを入力し、「アカウント登録用のメールを送信」を選択
- ④ メールで登録用 URL が届く（メール件名：[LoGo フォーム]アカウント登録のご案内）
- ⑤ 登録用 URL から、アカウント登録画面に遷移し、必要項目を入力
- ⑥ プライバシーポリシー同意にチェックを入れて「確認」を選択
- ⑦ 確認画面に遷移するので、下までスクロールし、「登録」を選択
- ⑧ アカウント登録完了



(2) 電子申請する

- ① 申請したいフォームの二次元コードを読み取るか、申請したい URL にアクセス
※申請フォームの一覧は、49 ページに掲載しています
- ② 「ログイン」を選択 ▲ **ログインをしなければ申請等を行うことが出来ません。**

申請内容を一時保存できます

- ① 申請フォーム下部の「入力内容を一時保存する」を選択
- ② 確認画面が出てくるので、「OK」を選択
- ③ マイページにログインし、一時保存したところから入力再開できます（保存期間は 30 日間）



(3) マイページにログインする

右記二次元コードを読み取っていただくと、マイページのログイン画面が開きます。
アカウント登録時に設定したメールアドレス・パスワードでログインすることで、以下の機能がご利用できます。

マイページでできること

- ① **いつでも申請状況を確認できる！**
申請状況ステータスや利用調整指数を確認することができます。
- ② **一時保存機能で、スキマ時間のフォーム入力が可能！**
入力途中で一時保存をすると、ブラウザのキャッシュではなくアカウントに紐づけて保存されます。どの端末・ブラウザからアクセスしても、マイページ上から簡単に入力を再開することが可能です。



・申請状況ステータスの確認

マイページ上で LoGo フォームの申請履歴およびその申請状況ステータスを確認できます。
申請状況ステータスは以下のとおり設定しています。※ステータスの反映にはお時間をいただくことがあります。

受	付	
申請内容確認中		申請の受付は完了していますが、申請内容は未確認の状態です。
申請内容確認完了		申請内容を確認中の状態です。確認が完了するまでは確認中の表示がされます。
書類不備のため修正依頼中（※）		申請の内容を確認した結果、不備がない、もしくは不備の修正が完了した状態です。
		申請内容・添付書類に不備が見つかったため、修正依頼を行っている状態です。

※修正依頼への対応について

申請状況ステータスが「書類不備のため修正依頼中」になっている場合、申請内容や添付書類に不備があります。その場合、登録したメールアドレス宛に「件名：申請内容のご修正のお願い」というメールを送信していますので、メールに記載の「不備・変更書類提出フォーム」から修正内容の入力や修正後の不備・変更書類の再添付をしたうえで、送信してください。期日までに不備の修正が確認できない場合は利用調整等を行えない場合があります。

・指数の確認

申請内容の確認が完了すると、マイページ上で自身の利用調整指数をご確認いただけます。ただし、申請内容確認完了後に利用調整指数の変更があった場合、マイページ上には反映されません。

必要書類の準備

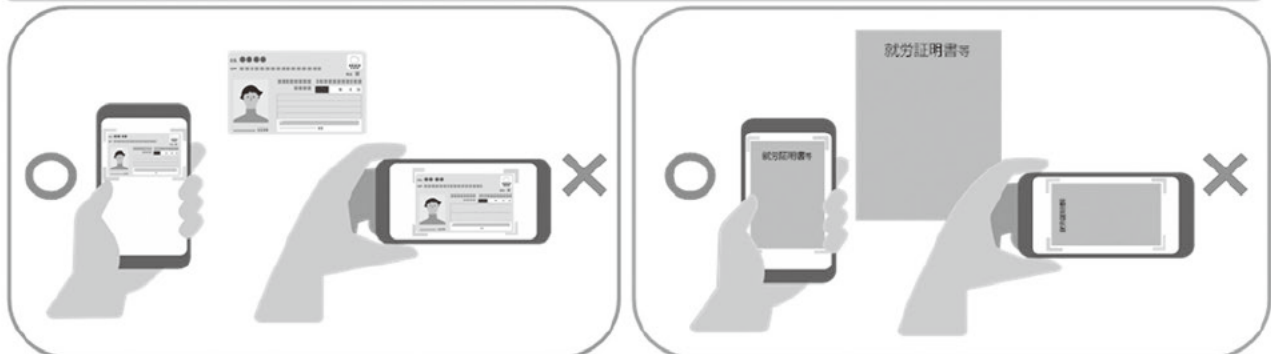
(1) 本人確認書類

顔写真付きの本人確認書類の場合は1種類のみ写真添付、顔写真付きでない場合は、2種類の本人確認書類の写真を添付してください。なお、写真は縦向きで撮影してください。

【本人確認書類】

1種類で確認可能な書類 (写真付)	個人番号カード（おもて面）、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等
2種類で確認可能な書類	年金手帳、児童扶養手当証書、資格確認書

添付書類を撮影する際は撮影方向に注意してください！



× 撮りなおしが必要な写真の例

- ・全体が写っていない
- ・光が反射、もしくは影が写り込んでいる
- ・ピントが合っていない（ぼやけている）
- ・有効期限が切れている

【イラストレーション・アイコン素材】(デジタル庁)(https://www.digital.go.jp/policies/service-design/designsystem/illustration_icons/)を元に、利用可能なアイコン素材を独自に追加・加工して提供しています。

(2) 保育を必要とすることを証明する書類

保護者それぞれの保育を必要とすることを証明する書類が1世帯に1部ずつ必要です。証明書類は、申込締切日（4月入所申込は令和8年11月30日（月））時点で判明している入所時の状況に即して提出してください。また、別紙1「就労証明書」、別紙2「内職証明書」「病気・介護（看護）診断書」、その他医師の診断書、在学証明書または申立書等は申込日から遡って6か月以内（4月入所申込は令和8年7月1日（水）以降）に発行されたものが必要です。

※同居している18歳以上65歳未満（昭和37年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の方の証明書類の提出は任意ですが、未提出の場合は利用調整において不利になります。

※就労先（就学先）が複数の場合は、各々の事業所（学校）による証明書類が必要です。

保護者の状況	必要な書類	注 意 点
就	・雇用（三親等以内の親族に雇用されている場合を除く） ・自営業（法人） ・内定	別紙1 就労証明書
労	・雇用（三親等以内の親族に雇用されている場合） ・自営業（個人事業主、中心者） ・内職	①別紙1 就労証明書 ②確定申告書（写）等 ※1
		・有期雇用の場合は、「3雇用（予定）期間等」に雇用期間の記載及び「14（雇用契約の）満了後の更新の有無」の記載が必要です。 ・申込時に就労内定または産前産後休暇中・育児休業中の場合は、就労開始後2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。 ・②については、確定申告書（写）第一表及び第二表もしくは開業届（写）、発注書（写）、源泉徴収票や直近3か月分の給与明細等を提出してください。 ・個人事業主（三親等以内の親族）に雇用されており、その事業が法人化されている場合は、②は不要です。 ・②については、令和8年中に開業した場合は開業届（写）、開業2年目以降は直近の就労者自身の確定申告書（写）第一表及び第二表を提出してください。
	別紙2 内職証明書	

保護者の状況	必要な書類	注 意 点
妊娠・出産	母子健康手帳（写）	・保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日記載欄のページの写しを提出してください。 ・申込フォームにおいて、「その他の状況」に出産予定の有無及び出産（予定）日を必ず入力してください。 ・出生前に申込みをする場合は、7ページ「その他の状況により必要な書類や手続き」の「（4）出生前児童の利用申込」をご確認ください。
疾病	別紙2 病気・介護（看護）診断書もしくは医師の診断書	・病名、治療期間、通院頻度等児童の保育が困難な状況が分かるものが必要です。 ・就労をしている場合は、別紙1「就労証明書」を併せて提出してください。
病人や要介護者を介護（看護）している	①別紙2 病気・介護（看護）診断書もしくは医師の診断書 ②介護・看護状況申出書 ③介護サービス計画書（要介護（看護）者が介護サービスを利用している場合）	・①については、要介護者の状態や要介護状態が分かるものが必要です。 ・②については、介護（看護）者の介護（看護）に要する時間や日数が分かる内容のものです。 ・きょうだいの親子通園等が必要な場合は、そのことを証明する書類が別途必要です。（※きょうだいの食事の提供や身支度の手助け等、一般世帯でも必要と想定されている時間については対象外です。） ・③については、ケアマネジャー等が作成したサービスの内容、利用頻度がわかるものが必要です。
障害	別紙2 病気・介護（看護）診断書もしくは医師の診断書	・障害者手帳（身体・療育・精神）を有している場合は提出不要です。ただし、申込時点で市外に在住している場合は提出が必要です。 ・障害者手帳の交付申請中等で障害等級を示すものがない場合は、別紙2「病気・介護（看護）診断書」もしくは医師の診断書を提出してください。
就学※2	①在学証明書または学生証（写） ②時間割等の就学時間の分かる資料 ③就学期間の分かる資料	・令和9年4月から就学予定で、①～③の書類が提出できない場合は、保育幼稚園事業課にご相談ください。 ・研究室に所属している等で②が提出できない場合は、研究室長や担当教授等による1か月あたりの就学時間がわかる証明書を提出してください（別紙1「就労証明書」参考）。 ・②及び③について、提出後に時間割や就学期間の変更等があった場合は速やかに保育幼稚園事業課までご提出ください。
求職活動中	なし	・申込フォームにおいて、「求職活動申立書」に同意してください。
産前・産後休暇中（取得予定） または育児休業中（取得予定）	別紙1 就労証明書	・申込フォームにおいて、「育児休業に関する申立書」に同意してください。 ・別紙1「就労証明書」の「8 産前・産後休業の取得」「9 育児休業の取得」に休業期間の記載が必要です。 ・復職後は2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。

※別途、上記以外の書類の提出を依頼する場合がございます。

※1 利用申込は、「必要な書類」が全て揃っていない場合、利用調整を行うことができません。②確定申告書（写）等についても、提出が無い場合は利用調整の対象外となります。

※2 就学先は、学校基本法第1条に規定する学校、同法124条に規定する専修学校、同法134条第1項に規定する各種学校等に在学している場合、または、職業能力開発促進法第15条の7第3項若しくは同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けている場合をいいます。

(3) マイナンバーを確認するための書類（インターネット申込フォームからは提出できません）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第16条に基づき、世帯員全員のマイナンバーの「番号確認」と申込をする方の「身元確認」が必要です。両方の確認が必要なため、別紙3「個人番号確認書類及び本人確認書類 貼付台紙」に以下の書類の写しを貼付して、茨木市保育幼稚園事業課の窓口へ持参あるいは郵送にてご提出ください。

方 法	概 要	申請者の必要書類	
番号確認 (1枚)	申込書に記載されている世帯員全員のマイナンバーが正しい番号であることを確認	個人番号カード、通知カード（氏名、住所等の変更がない場合に限る）、マイナンバー記載の住民票の写し、マイナンバー記載の住民票記載事項証明書	
身元確認 (1枚または2枚)	申込者がマイナンバーの正しい持ち主であることを確認	1枚で確認可 (写真付)	個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、障害者手帳（身体・療育・精神）等
		2枚で確認可	年金手帳、児童扶養手当証書、資格確認書

※必要に応じ、職員が住民基本台帳ネットワークシステムへの個人番号の照会を行いますので、ご了承ください。

その他の状況により必要な書類や手続き

世帯の状況等	必要な書類及び注意点	備 考
申込時に茨木市外に居住しており、茨木市に転入予定である	利用希望月の前月末までに、茨木市に転入することがわかる書類（賃貸借契約書、住宅の売買契約書または建築請負契約書等の写し）	詳細は5ページ (1) ①参照
	マイナンバーを確認するための確認書類（世帯全員分）	詳細は4ページ (3)
	国外に居住の場合、収入申告書 ※詳細はお問い合わせください。	利用者負担額に影響あり
求職活動の要件で保育所等の利用が決定した	求職活動報告書（求職活動期間が1か月を超える場合）	詳細は5ページ (2)
兄弟姉妹の同時申込	きょうだい調整区分の選択	詳細は6ページ (3)
申込児童が月64時間以上認可外保育施設を利用（予定）している	認可外保育施設在園（予定）証明書 ※申込日から遡って6か月以内（4月入所申込については令和8年7月1日（水）以降）に発行されたものがが必要です。	調整指数に影響あり
茨木市内の保育所等（待機児童保育室及び企業主導型保育施設を含む）で保育士として勤務または勤務予定	保育士証等（写） ※現在休業中または就労開始予定で、市内の対象保育施設の保育士として月20日以上かつ週30時間以上もしくは週5日以上かつ1日6時間以上勤務予定の方は、優先的に利用調整します。（随時申込の転所（園）希望は除く。） ※勤務先から市に、保育士優先に伴う書類の提出が必要です。保育士優先での利用調整を希望する場合は勤務先と必ず調整してください。	保育士優先あり (詳細は39ページ「保育士の保育所等優先利用について」)
申込児童が里親によって養育されている場合（里親の実子を除く）	里親委託を証明する書類（写）	調整指数、利用者負担額等に影響あり

世帯の状況等	必要な書類及び注意点	備考
父母が婚姻中であるが、別居している世帯（単身赴任等を除く）	ひとり親であることを証明する書類（写） ※ひとり親世帯とは、保護者双方の住民票上の住所と実際の居住地が別であることをいいます（単身赴任除く）。離婚調停中でも、同居の場合は一般世帯とします。 ※夫婦関係調整調停申立書や、弁護士・公的機関等の証明書類（写）を提出してください（民生委員による証明書類は不可）。なお、直近の状況を確認するため、申込日から遡って6か月以内（4月入所申込は令和8年7月1日（水）以降）に証明された証明書類等の写しを提出してください。 ※別居しているが特別な理由により住所が同一の場合（世帯分離している場合を含む）は、住所を異動できない旨を記載した申立書も必要です。	調整指数、利用者負担額等に影響あり

（1）現在茨木市外にお住まいで、茨木市に転入予定の場合の利用申込

①利用希望月の前月末までに、茨木市に転入することが分かる書類（賃貸借契約書、住宅の売買契約書または建築請負契約書等の写し）を添付してインターネット申込フォームより申込してください（重要事項説明書、土地のみの売買契約書は不可）。

※上記のいずれかのうち、転入時期、転入後の茨木市の住所、契約者名が分かる資料（賃貸借契約者または売買契約者双方の署名・押印がされたもの）をご提出ください。

※電子契約のため契約書に署名・押印がない場合、そのことが分かる書類（電子契約締結証明書等）の添付も必要です。

※**上記は必須書類のため、申込時に提出できない場合は受付できません。**また、利用が決定した際は、必ず利用開始月の前月末までに転入してください。市民課にて利用開始月の前月末までの異動日で転入手続きを済ませる必要があります。**転入することを条件とした利用決定ですので、利用開始月の前月末までに転入していない場合は入所できません。**

※本市居住の親族等の自宅に転入する場合、上記転入書類に代わり、当該親族等が作成した申立書（申込児童を含む転入者一覧及び保育所等の利用希望月までに転入予定である旨が記載されたもの）が必要です。

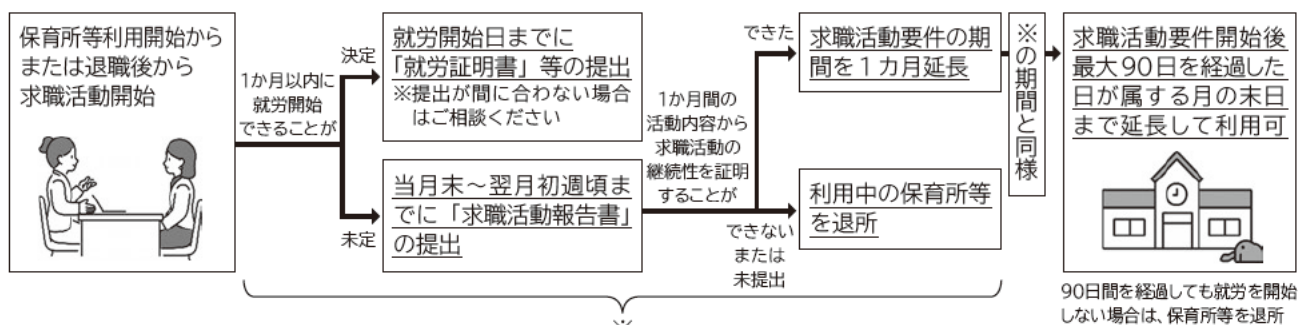
※保護者の雇用先の社宅に転入する場合、上記転入書類において雇用主と当該保護者の関係が明記されている必要があります。記載がない場合、別途書面で雇用先に当該保護者との関係性を証明していただきます。

②市民税の課税状況に基づき利用者負担額を決定するため、マイナンバーを確認するための確認書類を提出してください（詳細は4ページ（3）を参照してください）。

（2）求職活動中の利用申込

求職活動の要件で保育所等の利用が決定した場合及び、利用開始後に退職等により求職活動をするようになった場合の利用期間は、**原則、入所日又は退職日から1か月**となります。1か月を超える場合は、「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動を継続的に行っていることが確認できた場合は、最大90日を経過した日が属する月の末日まで延長して利用することができます。「**求職活動報告書**」が**未提出の場合及び最大90日を経過した日が属する月の末日までに就労を開始しない場合は、保育所等を退所していただきます。**

（例）保育所等入所後に求職活動を開始する場合



(3) 兄弟姉妹で同時利用申込する場合

きょうだいが同時に新規入所申込または転所申込をする場合、以下の図を確認し、A, B (①～⑥) の選考区分を選択してください。選考区分は、きょうだい全員必ず同じ区分を選択してください。A, B (①～⑥) いずれの選考区分にも該当しない場合は、「C 総当たり (組み合わせ)」を選択し、「きょうだい調整希望申出書」(26 ページに記載の二次元コードを読み取り、ダウンロードしてください) に利用を希望する組み合わせを列挙して記載し、その写真を添付して申込してください。

兄弟姉妹で同時に利用を申込する場合の意向について、下のA、B、Cいずれか1つを選択してください。		
☐ A	同保同時	きょうだいが必ず同じ施設に同時に入所を希望する。 ※別施設で同時入所となる場合は全員入所保留となります。
☐ B	別保	きょうだいが別々の施設でも入所を希望する。
↓次に①、②のいずれか1つを選択		
☐ ①	同保優先	希望順位が低い施設でも、同じ施設に入所できることを優先する。 ※同じ施設での入所ができない場合は、別施設での入所となります。
☐ ②	希望優先	きょうだいが同じ施設に入所できることよりも 各こどもの希望順位が高い施設に入所できることを優先する。
☐ C	総当たり (組み合わせ)	施設ごとの個別の組み合わせを指定する。 ※必ず別途「きょうだい調整希望申出書」を記入し添付してください。

↓次に③、④、⑤、⑥のいずれか1つを選択	
☐ ③ 最上から	上の子が先に入所可能な場合のみ入所を希望する。
☐ ④ 最下から	下の子が先に入所可能な場合のみ入所を希望する。
☐ ⑤ 可から	入所が可能なこどもから入所を希望する。
☐ ⑥ 同時のみ	ひとりだけまたは一部のこどもが入所出来る場合は、入所を希望しない。

記号	選 択	名 称	内 容
イ	A	同保同時	・きょうだいで同じ月に同じ施設に入所することのみを希望します。 ・きょうだいの1人でも入所保留となる場合、きょうだい全員を保留とします。
ロ	B-①-③	別保同(最上)※	・きょうだいが別々の施設でも入所することを希望します。 ・上の子が先に入所できることを優先します。(上の子のみ入所可能な場合はありますが、下の子のみ入所可能な場合は全員保留となります。) ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、希望順位が低い施設でも、同じ施設に入所できることを優先します。(同じ施設での入所ができない場合は別々の施設への入所となります。)
ハ	B-①-④	別保同(最下)※	・きょうだいが別々の施設でも入所することを希望します。 ・下の子が先に入所できることを優先します。(下の子のみ入所可能な場合はありますが、上の子のみ入所可能な場合は全員保留となります。) ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、希望順位が低い施設でも、同じ施設に入所できることを優先します。(同じ施設での入所ができない場合は別々の施設への入所となります。)
ニ	B-①-⑤	別保同(可)※	・きょうだいが別々の施設でも入所することを希望します。 ・きょうだいに1人でも入所可能な子どもがいる場合、1人だけでも入所します。 ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、希望順位が低い施設でも、同じ施設に入所できることを優先します。(同じ施設での入所ができない場合は別々の施設への入所となります。)
ホ	B-①-⑥	別保同(同)	・きょうだいが別々の施設でも同時に入所することを希望します。 ・きょうだいに1人でも入所保留の子どもがいる場合、きょうだい全員を保留とします。 ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、希望順位が低い施設でも、同じ施設に入所できることを優先します。(同じ施設での入所ができない場合は別々の施設への同時入所となります。)
ヘ	B-②-③	別保希(最上)※	・きょうだいが別々の施設でも入所することを希望します。 ・上の子が先に入所できることを優先します。(下の子のみ入所可能な場合は全員保留となります。) ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、きょうだいそれぞれの希望順位が高い施設に入所できることを優先します。
ト	B-②-④	別保希(最下)※	・きょうだいが別々の施設でも入所することを希望します。 ・下の子が先に入所できることを優先します。(上の子のみ入所可能な場合は全員保留となります。) ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、きょうだいそれぞれの希望順位が高い施設に入所できることを優先します。
チ	B-②-⑤	別保希(可)※	・きょうだいが別々の施設でも入所することを希望します。 ・きょうだいに1人でも入所可能な子どもがいる場合、1人だけでも入所します。 ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、きょうだいそれぞれの希望順位が高い施設に入所できることを優先します。
リ	B-②-⑥	別保希(同)	・きょうだいが別々の施設でも同時に入所することを希望します。 ・きょうだいに1人でも入所保留の子どもがいる場合、きょうだい全員を保留とします。 ・全員が同時に複数の施設に入所出来る場合、きょうだいそれぞれの希望順位が高い施設に入所できることを優先します。
ヌ	C	総当たり (組み合わせ)※	A～Bの区分のどれにも当てはまらない場合、「きょうだい調整希望申出書」にて希望された入所希望施設の組み合わせの中から、入所可能な組み合わせの施設に入所します。

※ きょうだいのうち1人だけでも入所または転所が決定した場合、
 ・育児休業取得中の方：入所する月の翌月1日までに復職してください。
 ・就労内定中の方：就労証明書に記載の雇用開始日通りに就労を開始してください。
 就労証明書のとおりに復職または就労開始ができないときは、入所内定取消または退所になります。

(4) 出生前の児童の利用申込

出生前の児童の利用申込は、その児童の母子健康手帳（保護者の氏名の記載がある表紙と、分娩予定日記載欄のあるページ）の写しを申込時に添付してください。生後8週を経過する日の翌日から利用を希望できます。生後8週を経過する日の翌日からの利用を希望する場合の申込の締切は、利用可能になる日の属する月の選考の締切日までです。（例：令和9年3月17日生まれの場合→令和9年5月13日から利用希望可能（令和9年4月利用希望はできません）、申込は令和9年5月申込の締切である令和9年4月5日までに必要）

出生後は、保育幼稚園事業課まで生年月日等をお知らせください。また、問診が必要なため、利用決定までに申込児童と一緒に保育幼稚園事業課へお越しください。問診にお越しの際は、事前に HP（ID:67607）より窓口予約をお願いします。

また、入所するまでの間、育児に伴う休業（以下、「育児休業」という。）を取得する場合は、申込時に別紙1「就労証明書」（「9 育児休業の取得」の記載があるもの）をご提出ください。

※児童に医療的ケア等が必要な場合、保育幼稚園総務課までご相談ください。



茨木市外の保育所等への利用申込（広域申込）



▲ 茨木市外の保育所等への申込については、茨木市のインターネット申込フォームを利用できません。また、利用の可否については、保育所等の所在地の市区町村が決定するため、茨木市が利用調整を行うことはありません。

茨木市外の保育所等の利用申込をする場合、茨木市外への転出予定の有無で手続きが異なりますので、詳細は左の二次元コードより確認してください。

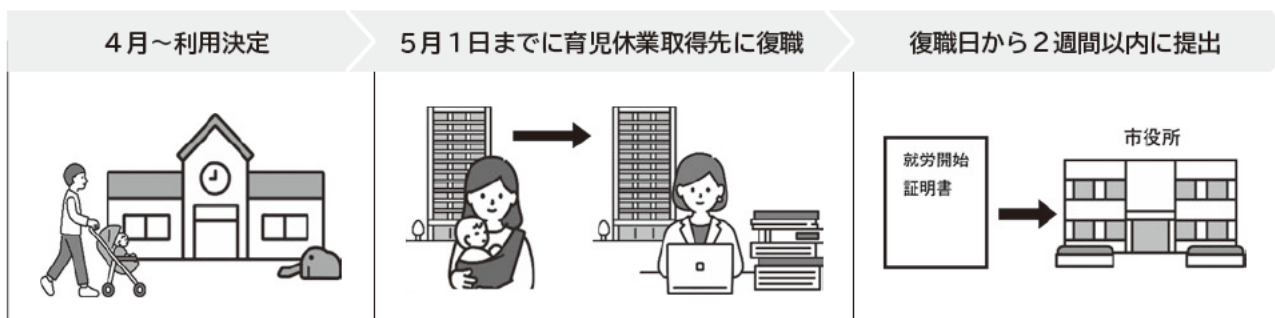
育児休業中の利用申込

(1) 希望施設の利用が決定した場合

育児休業を取得している職場への復職が必要であり、利用開始月の翌月1日までの復職が必須となります。復職後には「就労開始証明書」の提出が必要のため、復職日から2週間以内に「就労開始証明書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。（両親ともに育児休業取得中の場合、それぞれの「就労開始証明書」をご提出ください。）

ご提出いただいた「就労開始証明書」の内容から、保育要件の確認ができない場合（就労時間が月64時間未満になる場合）や、申込の内容に虚偽があったことが判明した場合、利用開始後であっても退所となる場合があります。

〈例〉4月1日から保育所等の利用が決定した場合



利用決定を辞退した場合は、いかなる理由でも辞退した月の「保育所等利用調整結果通知書（保留通知）」は発行できません。（「保育所等利用調整結果通知書（保留通知）」の詳細は8ページ「(3) 保育所等利用調整結果通知書（保留通知）の発行依頼」をご確認ください。）

(2) 育児に伴う時間短縮制度を利用する場合

復職時に育児に伴う時間短縮制度を利用する場合、原則雇用契約上の勤務時間（時間短縮制度利用前の時間）で利用調整します。ただし、時間短縮制度利用後の勤務時間が1日実働6時間未満になる場合や、勤務日数が減少する場合は、時間短縮制度利用後の勤務時間・日数で利用調整します。就労先と調整済みの場合、就労証明書「12 育児のための短時間勤務制度利用有無」欄への時間短縮制度利用後の勤務時間・日数の記載が必要です。

(3) 保育所等利用調整結果通知書（保留通知）の発行依頼

育児休業中の方で、利用調整の結果、待機となった場合、育児休業を延長する手続き等に「保育所等利用調整結果通知書」（以下、「保留通知」という。）が必要となる場合があります。何月分の保留通知が必要かを、育児休業を取得している職場にご確認の上、以下のとおり発行依頼を行ってください。

受付期間 	保留通知が必要な月の前月 20 日以降 ※必要な月の利用申込をしていることが前提です	保留通知発行依頼フォーム
申込方法 	◎インターネット申込です 右の二次元コード または、次の URL から申込してください 【 https://logoform.jp/form/2Qoq/6293 】	
発行時期等 	対象月の利用調整終了次第または発行依頼受付後 約 2 週間程度で依頼者へ郵送します	

※インターネットフォームより発行依頼ができない場合は、「保育所等利用調整結果通知発行依頼書」を保育幼稚園事業課へご提出ください。

⚠ 以下の月分は、依頼をしても保留通知は発行できません

〔・利用申込をしていない月分 ・利用決定を辞退した月分〕

(4) 利用調整（入所選考）における復職の意思で「育児休業の延長も許容できる」と選択した場合

希望している施設の利用ができない場合でも、その後育児休業を延長することが可能であることから、他の申込者を優先的に利用調整しても構わない場合は、申込フォーム中の「利用調整（入所選考）における希望」の項目で「育児休業の延長も許容できる」を選択してください。この項目に入力された期限までは、他の申込者から優先的に利用調整を行います。ただし、利用調整自体は行いますので、他に利用を希望する児童がいない場合は、利用が決定します。利用決定を辞退した際は、保留通知は発行できませんのでご注意ください。

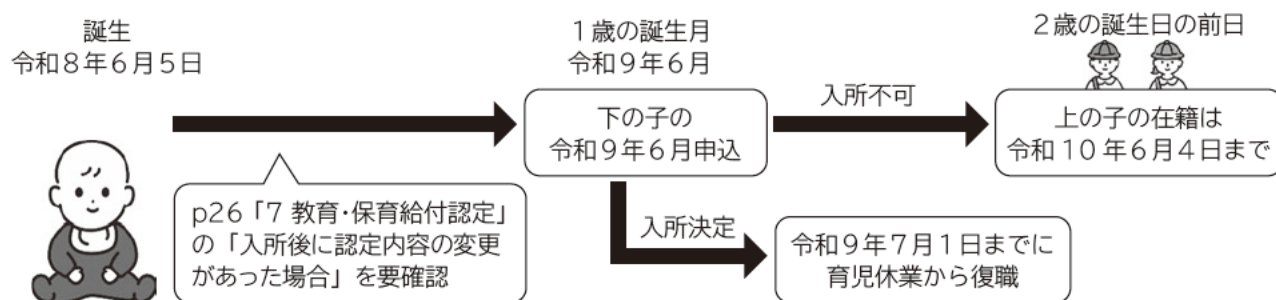
保育所等在園児の弟妹の育児休業期間中における在園児の保育所等利用について

育児休業中は、保護者をご家庭で保育できるため、原則保育所等の継続利用はできません。

ただし、児童が保育所等を利用中で、児童の環境の変化が好ましくない等の理由により、利用施設を引き続き利用することが必要と市が認める場合は利用を継続できます。継続して利用を希望する場合の提出書類については、26 ページ「7 教育・保育給付認定」の「入所後に認定内容の変更があった場合」をご参照ください。

なお、育児休業の対象児童が 1 歳の誕生日を迎える月の 保育所等の利用申込をした上で、その児童が入所できない場合に限り、引き続き育児休業の対象児童が 2 歳になる誕生日の前日 まで同じ保育所等を利用することができます。

(例) 下の子（育児休業の対象児童）の誕生日が令和 8 年 6 月 5 日の場合



なお、すでに在園している児童の転所申込をし、転所が決定した場合は、転所する月の翌月 1 日までに復職していただく必要があります。

2 電子申請 ※必ず注意事項等をお読みの上、申込をしてください

新規利用申込フォーム（4月入所・例月入所共通）

申込方法	新規利用申込フォーム
◎インターネット申込 右の二次元コードまたは次の URL から申込してください 【 https://logoform.jp/form/2Qoq/1756241 】	

▲ インターネット申込における注意事項

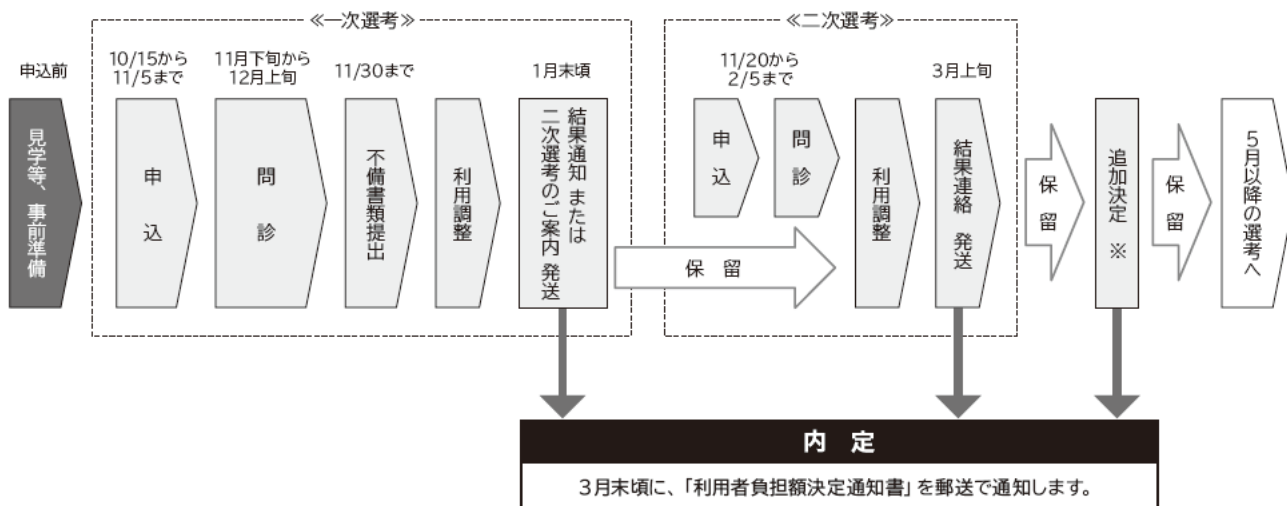
- 入力内容は一時保存できます。マイページにログインすれば入力を再開できます。（保存期間は30日間です）
- 申込内容の控え等はお送りしません。（フォーム回答終了時に表示される送信完了画面から入力内容を印刷することができます）
 なお、申込内容を確認したい場合は、マイページからいつでも確認することができます。
- 3人まで同時に申込できます。
- 申込期日を過ぎて入力を完了させようとすると入力中でも次回選考からの選考対象となります。
 申込期限内に入力を完了してください。

※スマートフォン等のインターネット申込が可能な環境がない場合

原則はインターネットからの申込ですが、スマートフォン等をお持ちではなく、ご自身で申込することが難しい場合は、事前に保育幼稚園事業課にご相談ください。窓口での受付が可能であることが確認できたら、入所希望施設をご検討のうえ、申込の際に必要な書類（2ページ「必要書類の準備」参照）をご持参ください。なお、申込手続きには時間を要するため、お時間に余裕をもって窓口にお越しください。

4 月入所申込

(1) 4月入所申込の流れ



※二次選考結果通知後の追加決定について

- ①二次選考の結果通知後、辞退等の理由で入所予定者が減少し、追加で受け入れが可能になった施設がある場合、二次選考の結果をもとに次の順位の方を繰り上げて利用可の連絡をします。なお、対象の方には電話で連絡します。
- ②二次選考終了時点で空き枠がある場合、令和9年3月1日（月）～令和9年3月5日（金）までの新規申込者について追加の利用調整（補助選考）を実施します。内定の連絡は電話にて行います。

▲ 問い合わせ時間は年末年始（令和8年12月29日（火）から令和9年1月3日（日））を除く。

(2) 4月入所申込の申込期間及び注意事項

利用調整	申 込 期 間	結果通知方法・注意点
一次選考	令和8年10月15日(木) 午前9時から 令和8年11月5日(木) 午後11時59分まで	・利用決定の場合、令和9年1月末頃に結果通知書を自宅へ郵送 ・保留の場合、二次選考の案内を自宅へ郵送 ※二次選考で利用希望施設を追加・変更する場合の申込方法や期限等についてお知らせします。希望施設に変更がない場合や、既に待機児童保育室の申込をしている場合、新たに手続きの必要はありません。 ※入所の可否や通知に関する問合せ等にはお答えできません。また、一次選考で利用が決定した場合、二次選考以降の利用調整の対象にはなりません。
二次選考	令和8年11月20日(金) 午前9時から 令和9年2月5日(金) 午後11時59分まで	・一次選考の結果、保留となった方、一次選考申込期間経過後に新規(転園)申込をする方が対象 ・利用決定の可否に関わらず、令和9年3月上旬に結果通知書を自宅へ郵送 ・入所保留の方は、令和9年度中は毎月利用調整し、利用可能となった場合は電話で連絡 ※「保留通知」が必要な方は、別途手続きが必要です。(8ページ「育児休業中の利用申込」の(3)をご参照ください。)

受付停止期間	
令和8年11月6日(金) 午前0時	～ 令和8年11月20日(金) 午前8時59分
令和9年2月6日(土) 午前0時	～ 令和9年3月1日(月) 午前8時59分

①令和9年5月以降の利用希望について

上記の期間中にお申込みいただけるのは、令和9年4月からの利用希望開始分のみとなります。令和9年5月以降に利用希望開始される場合は、利用を希望する月の前々月6日から前月5日の間にお申込みください。

②令和8年12月から令和9年3月までの利用申込を同時に希望する場合について

令和9年4月からの利用申込に加え、令和8年12月から令和9年3月までの期間の利用申込も希望される場合も、9ページに記載されている新規利用申込フォームをご利用ください。一度の申込で、双方の期間を同時にご希望いただくことが可能です。なお、既に令和8年度の申込をされている方は、再度ご希望いただく必要はありません。

申込フォーム内には、利用希望期間を選択する項目がございますので、令和8年度の利用希望を開始したい月を選択し、申込手続きをお願いいたします。また、令和9年4月の申込期間については上記のとおりですが、令和8年度の申込については前月5日が期限となります。期日を過ぎてしまうと、該当月の利用希望申込を受け付けることができませんので、ご注意ください。

③利用調整(入所選考)における復職の意思で「育児休業の延長も許容できる」と選択した場合の選考について

申込フォーム内にある「利用調整(入所選考)における復職の意思」を「育児休業の延長も許容できる」と選択した場合は、一次選考の申込期間中に申込をした場合であっても、二次選考から審査をします。なお、発行される「保育所等利用調整結果通知書」の内容は、二次選考期間中に申込した場合の通知内容と変わりません。

例月入所申込

新規利用申込の申込期間及び注意事項

申込期間	結果通知方法・注意事項
利用希望月の前々月6日から前月5日まで (例) 6月入所希望の場合 → 4月6日から5月5日までに申込 ※令和8年10月6日(火) 午前0時～ 令和8年10月15日(木) 午前8時59分 及び 令和8年11月6日(金) 午前0時～ 令和8年11月20日(金) 午前8時59分 は受付停止	①利用可能の場合 利用開始月の前月中旬以降に保護者宛てに電話連絡します。 申込 ・ 児童問診 市で 利用調整 利用可の場合のみ 保護者連絡 ②利用不可(保留)の場合 当該年度中(令和10年3月利用調整まで)毎月利用調整を行います。保留の場合、電話連絡は行いません。※入所者への電話連絡が終了次第、その旨をHP(ID:67639)でお知らせします。 申込 ・ 児童問診 市で 利用調整 利用保留 次月の 利用調整へ ※令和10年3月まで

①問診について

インターネットによる新規利用申込完了後、問診票の入力及び保育幼稚園事業課窓口で実施する問診をもって受付完了し、利用調整の対象となります。詳細は23ページ「6 問診」をご確認ください。

②2月及び3月の入所選考について

2月及び3月の入所選考においては、既に4月からの入所者が決定していることから、4月にその施設へ入所が決定している児童から優先的に利用調整を行います。詳細については31ページ「【利用調整における特例】(3)」をご確認ください。

保育所等の転所(園)希望

(1) 申込方法

転所(園)申込の場合も、9ページに記載の「新規利用申込フォーム」から申込してください。申込期間や申込方法等についても、4月入所・例月入所の新規利用申込と同様です。

申込は、年度ごとに必要です。令和8年度の転所(園)申込を行った児童(待機している児童)も、改めて申込をする必要があります。

(2) 転所が決定した場合

保育所等への転所日も新規利用申込と同様に毎月1日となるため、転所(園)前施設の在籍は転所日の前月末までとなります。もとの在籍施設はすでに別の児童の入所が決定している可能性があるため、転所を辞退した場合でも、もとの在籍施設は退所いただきます。

(3) 育児休業中の継続利用

育児休業中の継続利用は、児童の環境の変化が好ましくない場合など、施設を引き続き利用することが必要な場合に認められています。そのため、転所希望の申込はできませんが、転所後、育児休業を継続することはできません。転所が決定した場合は、転所する月の翌月1日までに育児休業を取得中の職場に復職する必要があります。(年齢上限のある保育施設を卒園する場合を除く)

なお、本園・分園間での異動は、転所申込の対象外です。異動の手続きについては、在籍園にお問い合わせください。

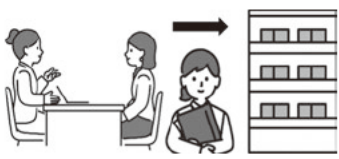
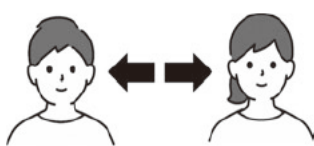
利用申込後に世帯の状況等に変更があった場合

申込フォームに入力された希望施設について、29 ページ「令和9年度 保育所等利用調整指数表」に基づき利用調整を行います。利用調整は、申込締切日（4月入所一次選考の場合は令和8年11月30日（月））時点において判明している、入所時の状況に基づいて行います。

提出書類の内容に変更（就労先の変更等）があった場合には、速やかに事実即した書類を提出してください。また、申込時と世帯の状況が変わった場合（妊娠や離婚等）にも、利用調整に影響がある場合がございますのでご連絡ください。申込締切日（4月入所一次選考の場合は令和8年11月30日（月））以降に状況の変更があった場合は、次回の利用調整から反映いたします。

申込締切日（4月入所一次選考の場合は令和8年11月30日（月））までに状況の変更があったにもかかわらず届出していなかった場合や、入所決定後に申込時と状況が変わっていることが判明し、保育要件が確認できない場合、入所の決定を取消す場合があります。

書類の提出が必要な例

申込書類の内容に変更がある		
(例1) 転職や勤務地の変更 	(例2) 現在の就労先を退職し求職活動をする 	(例3) 求職活動から就労が決定した 
申込と世帯の状況に変更がある		
(例1) 申込後に妊娠がわかった 	(例2) 申込時から同居者が増えた 	(例3) 申込後に離婚した 

など

また、保育所等の内定を辞退、もしくは利用希望がなくなった場合は速やかに、「保育所等入所辞退及び入所申込取下」をインターネットから申込してください。（申請フォームは13 ページを参照）

希望変更及び不備書類の提出

以下のような場合は、対象の二次元コードより申込してください。

状 況	提出期限	提出フォーム
▼申込時の希望施設を変更・追加・削除する	4月入所（一次選考） 令和8年11月30日（月） 午後11時59分まで 4月入所（二次選考） 新規利用申込の受付期間 （令和8年11月20日（金）午前9時から 令和9年2月5日（金） 午後11時59分まで） 例月入所 新規利用申込の受付期間 （利用希望月の前々月6日 から前月5日まで）	利用希望変更 [https://logoform.jp/form/2Qoq/1765187] 
▼利用希望月（利用調整開始月）を変更する		
▼育児休業の延長を許容できる期間を変更する		
▼「通常選考希望」から「育児休業の延長も許容」に変更する		
▼兄弟姉妹同時申込時の選考区分を変更する		
▽申込時の提出書類に変更・不備があり、再提出する		不備書類等提出 [https://logoform.jp/form/2Qoq/286059] 
▽申込時の提出書類に追加書類があり、提出する		



3 利用申込時及び利用時の注意事項

利用申込の取下げ、入所の辞退

市外への転出、保育事由の解消、その他保育施設の利用が不要となった場合は、右欄のフォームから速やかに利用申込を取り下げてください。利用が決定している施設がある場合は入所辞退の届出を行ってください。

入所辞退の届出について、4月入所の方は右欄のフォームからご申請ください。例月入所の方は電話にてご連絡ください。

なお、利用決定施設への入所を辞退したうえで利用申込を継続する場合は、申込者の同意がない場合を除き、辞退した施設は希望施設から除外されます。



利用申込取下げ・入所辞退

利用決定の取消、保育実施の解除について

以下の場合、利用決定の取消しや、保育実施の解除（退所）をすることがあります。

- ①申込の内容に虚偽があった、または利用調整に関する事項を隠匿した場合
- ②保育認定の事由がなくなった場合
- ③利用中の施設を2か月以上欠席、または無断で15日以上欠席した場合
- ④保育認定の事由が「求職活動」であり、退職日または保育の開始から90日を経過した日の属する月の末日までに就労を開始しない場合
- ⑤茨木市から他の市町村へ転出した場合
- ⑥茨木市へ転入予定として申し、利用開始月の前月末までに転入手続きを終えていない場合
- ⑦育児休業中に申し、利用開始月の翌月1日までに育児休業を取得している職場へ復職しなかった場合

利用申込時の注意事項

(1) 利用調整に関すること

- ①保育所等の利用申込は、年度ごとに必要です。令和8年度の利用申込を行った児童（待機している児童）も、改めて令和9年度の利用申込をする必要があります。なお、当該年度中の利用調整は、1度申込いただくと年度末（令和10年3月）まで再申込は不要です。（一度申込を取下げた場合を除く）
- ②第三者へ、申込を相談・依頼することによって、保育所等の利用調整が有利になることは一切ありません。
- ③申込内容について市の職員にご相談いただいた場合、お答えすることはあくまでも助言ですので、市の職員が、希望期間や希望施設等を指示したり、何かをお約束したりすることはありません。利用申込にあたっては、ご自身の責任でご検討をお願いします。
- ④利用希望施設は、15ページ「4 保育所等一覧」をご確認の上、入力してください。施設名が特定できなかった場合、利用調整できない場合があります。また、希望施設は、送迎が可能な範囲の施設を希望している順に入力してください。内定を辞退した場合、次回の利用調整から不利になります。希望施設の中で利用調整を行いますので、希望していない施設を利用調整することはできません。複数の施設で利用可能な状況になりましたら、希望順位の高い施設で利用決定となります。
- ⑤必要書類がすべて揃っていない場合は受付できません。すべて揃えた上で、必ず期限までにお申込ください。
- ⑥メンテナンスのためにシステムが停止する場合や、インターネット環境によってはデータをすぐに送信できない場合があります。期日には余裕をもってお申込ください。
- ⑦インターネット申込にて申込をした場合にお送りする送信完了メールには、入力内容は表示されません。申込書の控え等は改めてお送りしませんが、マイページからもいつでも内容をご確認いただけます。
- ⑧申込期日（4月入所一次選考の場合は令和8年11月30日（月））以後に提出された書類は、次回以降の利用調整の対象となります。また、4月入所申込においては、一次選考の受付期間以降に申込をした方は、二次選考から利用調整の対象となります。期限を過ぎた申込の場合、いかなる理由であっても考慮はできません。
- ⑨申込内容や添付書類（就労証明書等）の内容に虚偽がある場合は、「教育・保育給付認定」（24ページ「7 教育・保育給付認定」を参照）を取消しの上、保育の実施を解除する（利用決定の取消または退所していただく）ことがあります。また、「保育給付の額に相当する金額」の全部又は一部を子ども・子育て支援法第12条（不正利得の返還）に基づき徴収します。

申請の準備
電子申請
注意事項
施設一覧
質問
認定
利用調整
利用者負担額
その他

⑩産後休暇明け及び育児休業明けの場合は、入所した月の翌月1日までに就労証明書の内容のとおり復職できるよう、職場と調整をした上で申込をしてください。兄弟姉妹で同時に申込する場合、兄弟姉妹のいずれか1人が入所決定となる場合でも、復職が必要です。また、復職後2週間以内に「就労開始証明書」をご提出ください。「就労開始証明書」の内容から、保育要件が確認できない場合（就労時間が月64時間未満の場合）や、申込の内容に虚偽があったことが判明した場合は、保育の実施を解除する（退所していただく）ことがあります。

⑪医療的ケアが必要な申込児童については、別途手続きが必要です。利用申込の前に保育幼稚園総務課（072-655-2753）へお問い合わせください。

⑫申込後に茨木市から転出された場合、市で申込を取下げます。そのため、申込の取下げがない場合でも選考の対象外となります。ただし、転出後も引き続き茨木市内の保育所等を希望される場合や、住民票を移動せざるを得ない特別な理由（DVなど）がある場合は、転出される前に必ず保育幼稚園事業課までご相談ください。

（2）施設に対してご確認くださいこと

①利用申込前に、希望施設の受入年齢や預かり時間、慣らし保育の期間、諸費用等の利用条件についての事前確認や、利用を希望する保育所等を実際に見学のうえ、利用が決まった場合に送迎が可能か等のご確認をしていただくよう推奨しています。なお、見学については施設へ直接お問い合わせください。

②慣らし保育とは、お子さまが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。慣らし保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は利用する施設や当該児童の状況により異なりますので、事前に施設へ直接お問い合わせください。

（3）こども誰でも通園制度を利用中の場合

こども誰でも通園制度を利用中で保育所等への入所が決定した場合、乳児等支援給付認定（こども誰でも通園制度の認定）を入所日の前日までで取り消す手続きが必要です。制度の詳細については、右記二次元コードよりご確認ください。



こども誰でも通園制度
について

4 保育所等一覧

施設情報詳細（子ども・子育て支援情報公表システム「ここ de サーチ」）

<https://www.wam.go.jp/kokodesearch/ANN010100E00.do>

自動：本園と分園の関係等により、年齢上限のある施設から自動で進級できる施設

連携：保育継続のための連携施設が設定されており、連携枠の利用が可能な施設

幼連携：幼稚園（1号認定）と連携しており、優先利用が可能な施設

囲みの中の数字は下記表に記載されている連携先の施設番号（NO.）です。

連携施設の優先利用については20～22ページをご覧ください。

P：送迎用駐車場あり

バス：送迎用バスあり

駐車場・バス利用の条件および詳細は、施設ホームページをご覧ください。各施設に直接お問い合わせください。

保育所

公立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
北	1	郡保育所	120	郡五丁目29番4号 ☎ 072-641-2210	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	
西	2	春日保育所	100	西田中町1番6号 ☎ 072-623-2112		
中央	3	中央保育所 ※令和10年3月頃移転予定	110	宮元町2番34号 ☎ 072-626-2200		
東	4	総持寺保育所	70	総持寺二丁目2番15号 ☎ 072-623-4367		
南	5	沢良宜保育所	90	沢良宜浜三丁目13番27号 ☎ 072-635-5678		

公立保育所にはすべて駐車場がありません。（郡保育所については令和8年度中に駐車場設置予定）

※中央保育所移転計画について

移転住所候補地：上中条一丁目7-22

移転後の運営について：開所日、開所時間は変更なし（予定）

私立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
北	6	彩都敬愛保育園	30	彩都あさぎ一丁目2番19号 ☎ 072-640-1115	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	2歳児まで 自動 7
	7	彩都敬愛保育園分園 彩都宿久庄敬愛保育園	60	大字宿久庄220番の2 ☎ 072-665-4420	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	3歳児以上 P バス
西	8	なかよしわんぱく保育園	70	上穂東町1番13号 ☎ 072-627-2021	平日 7:30～21:00 土曜 7:30～18:30	
	9	ほづみ保育園	150	上穂積二丁目3番45号 ☎ 072-627-5200	平日 7:30～21:00 土曜 7:30～19:15	
	10	マリモ global kids	25	西駅前町3番9号 ARCHE 1階 ☎ 072-624-1178	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	3歳児 自動 11 バス
	11	マリモ global kids 分園	50	春日三丁目11番24号カネカビル1階 ☎ 072-622-1212	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	4・5歳児

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
中央	12	さくらんぼこども園	30	寺田町12番16号 ☎ 072-633-4722	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	2歳児まで 連携13・51 P
	13	てんのう中津保育園	150	中津町14番28号 ☎ 072-635-4500	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	P
	14	ひだまり保育園	90	園田町15番3号 ☎ 072-635-8477	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	P
	15	ひだまり保育園分園 きらりひだまり保育園	50	舟木町2番25号エル・ボスクI1階 ☎ 072-646-8295	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	2歳児まで 自動14・16 P
	16	ひだまり保育園分園 ゆめひだまり保育園	40	主原町3番3号林泉第2ビル1階 ☎ 072-697-8725	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	3・4歳児 自動17 P
	17	ゆめひだまり保育園 ANNEX	20	主原町6番4号 ☎ 072-646-8440	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	5歳児のみ P
東	18	鮎川保育園	120	鮎川二丁目22番20号 ☎ 072-633-0006	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	P
	19	南総持寺保育園	34	高槻市南総持寺町7番4号 ☎ 072-693-8531	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	P
南	20	玉島保育園	150	平田二丁目36番13号 ☎ 072-635-5700	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	P
	21	たんばぼ bambi 保育園	30	玉櫛二丁目10番5号 ☎ 072-632-0666	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:30	1歳児まで 自動48・60・61
	22	ちとせ学院 Tre 保育園	60	新和町21番21号 ☎ 072-635-1200	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	P
	23	東奈良敬愛保育園	90	東奈良三丁目3番1号 ☎ 072-630-1100	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	P
	24	水尾保育園	160	水尾一丁目12番15号 ☎ 072-635-8350	平日 7:00～20:00 土曜 7:00～20:00	P

認定こども園

定員の「保育」とは保育部分の定員数です。

定員の「教育」とは教育部分の定員数です。教育部分への申込は、この利用案内では受付けていません。

公立施設は保育幼稚園事業課へ、私立施設は直接希望施設へお申込ください。

公立

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
			保育	教育	計			
北	25	（認）福井幼稚園 ※令和8～9年度改修中	24	71	95	東福井二丁目2番32号 ☎ 072-643-5160	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	3歳児以上
西	26	（認）西幼稚園	24	141	165	上穂積二丁目12番13号 ☎ 072-622-5115		
	27	（認）沢池幼稚園	24	71	95	南春日丘三丁目2番3号 ☎ 072-627-0554		
中央	28	（認）茨木幼稚園	24	71	95	片桐町6番25号 ☎ 072-622-2766		

公立認定こども園には、すべて駐車場がありません。

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
			保育	教育	計			
東	29	(認) 太田幼稚園 ※令和10年度改修予定	24	71	95	太田二丁目9番23号 ☎ 072-626-4015	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	3歳児以上
	30	(認) 庄栄幼稚園	24	71	95	総持寺一丁目1番17号 ☎ 072-625-4787		
南	31	(認) 水尾幼稚園	24	141	165	真砂二丁目3番2号 ☎ 072-635-0590		

公立認定こども園には、すべて駐車場がありません。

私立

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
			保育	教育	計			
北	32	安威たんぽぽ学園	160	15	175	南安威二丁目1番13号 ☎ 072-643-4929	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	33	うたさくこども園	60	15	75	豊原町13番8号 ☎ 072-641-1122	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	P
	34	彩都保育園	90	15	105	彩都あさぎ五丁目12番2号 ☎ 072-641-8645	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	P
	35	さいのもとこども園	150	15	165	豊川四丁目33番8号 ☎ 072-643-1279	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	36	(認) 郡山敬愛保育園	150	12	162	新郡山二丁目2番20号 ☎ 072-640-0202	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	P
	37	(認) 彩都敬愛幼稚園	60	255	315	彩都あさぎ五丁目7番4号 ☎ 072-640-1212	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 19:00	3歳児以上 P バス
	38	(認) 豊原学園	90	15	105	豊原町14番14号 ☎ 072-640-0017	平日 7:30 ~ 21:00 土曜 7:30 ~ 18:30	P
	39	やまぜんこども園	60	15	75	大字車作9番1号 ☎ 072-665-6601	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	P
	40	山手台保育園	90	15	105	山手台三丁目28番23号 ☎ 072-649-0874	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
西	41	(認) 春日幼稚園	10	25	35	下穂積三丁目7番29号 ☎ 072-622-4601	平日 7:30 ~ 18:30 土曜 なし	3歳児以上
	42	(認) こどもの園敬愛保育園	130	9	139	中穂積三丁目1番22号 ☎ 072-645-0005	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	43	(認) 中穂積敬愛保育園	140	12	152	中穂積一丁目2番31号 ☎ 072-631-1818	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	P
	44	松ヶ本認定こども園	120	0	120	松ヶ本町4番40号 ☎ 072-626-1677	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	45	幼保連携型(認) しもぼづみキッズ	150	15	165	下穂積三丁目5番30号 ☎ 072-627-2541	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	
中央	46	末広認定こども園	110	0	110	末広町8番27号 ☎ 072-634-4708	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
	47	たちばなこども園	180	15	195	片桐町14番10号 ☎ 072-622-2777	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	P
	48	たんぽぽ中条学園	180	15	195	東中条町8番6号 ☎ 072-627-0555	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	P

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
			保育	教育	計			
中央	49	(認) いばらき大谷学園 ※令和9年度大規模改修予定	90	50	140	別院町3番31号 ☎ 072-624-0203	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	
	50	(認) ちとせ学院めぐみの森	110	10	120	戸伏町13番35号 ☎ 072-626-1606	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	51	(認) 東さくら保育園	120	15	135	桑田町24番18号 ☎ 072-632-4807	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	52	花たちばな認定こども園	160	15	175	稲葉町16番14号 ☎ 072-665-6500	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	
東	53	あいの三島こども園	150	10	160	三島町2番28号 ☎ 072-622-2095	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	54	(認) いぶきの丘学園	90	15	105	東太田一丁目4番10号 ☎ 072-626-0088	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	P
	55	(認) さんすい学園	160	15	175	東太田三丁目8番3号 ☎ 072-626-9047	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	P
	56	(認) 白川敬愛保育園	150	15	165	白川二丁目13番25号 ☎ 072-637-1313	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	P
	57	(認) ちとせ学院	160	15	175	庄二丁目7番35号 ☎ 072-626-2191	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	58	(認) ちとせ学院分園 ちとせ学院 Ramo	70	0	70	庄二丁目8番13号 ☎ 072-626-2191	平日 7:00 ~ 18:00 土曜 7:00 ~ 18:00	1歳児以上 P
南	59	玉櫛たちばなこども園	150	15	165	東奈良二丁目8番21号 ☎ 072-632-5821	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	P
	60	たんぼぼ学園	90	15	105	玉櫛一丁目3番1号 ☎ 072-632-6669	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	61	たんぼぼ triangle 学園	80	15	95	玉櫛二丁目11番24号 ☎ 072-646-8333	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	
	62	天王こども園	180	15	195	大正町3番16号 ☎ 072-632-1500	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	2歳児以上 P
	63	天王こども園分園 天王こども園つぼみ	40	0	40	丑寅二丁目1番5-1号 ☎ 072-631-3377	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	1歳児まで 自動 62
	64	天王つなぐこども園	120	35	155	天王二丁目13番5号 ☎ 072-623-4366	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	65	ときのはこども園	60	15	75	平田一丁目29番31号 ☎ 072-638-2233	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:00	P
	66	(認) 茨木みのり幼稚園	80	240	320	水尾三丁目1番41号 ☎ 072-632-2771	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 なし	生後6ヵ月 以上
	67	(認) 大阪常磐会大学付属 茨木高美幼稚園	72	135	207	小川町7番3号 ☎ 072-622-2052	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:00	1歳児以上 P
	68	(認) おとのは学園	90	15	105	平田一丁目29番38号 ☎ 072-637-1122	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	69	(認) くるみ敬愛保育園	90	15	105	沢良宜東町14番35号 ☎ 072-630-1313	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 18:30	P
	70	(認) ちとせ学院 Due 南茨木	70	11	81	沢良宜西一丁目10番31号 ☎ 072-638-9191	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 19:00	P
	71	(認) 天王学園幼稚園	120	190	310	大正町3番15号 ☎ 072-635-4000	平日 7:30 ~ 19:30 土曜 7:30 ~ 19:00	1歳児以上

小規模保育事業所（0～2歳児）

公立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
西	72	小規模保育施設のぞみ	19	春日五丁目5番18号 ☎ 072-624-9051	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	※

※土曜日については〔2〕春日保育所での共同保育となります。

私立

ブロック	No.	名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
北	73	みのらは桜保育園	19	耳原一丁目17番22号ブランド耳原2-A ☎ 072-648-7858	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	
西	74	きずな KID'S 保育園	18	西田中町1番1号パークビル1階 ☎ 072-624-5060	平日 7:00～19:30 土曜 7:30～18:30	
	75	たんぽぽアミーゴ保育園	19	松ヶ本町3番16号パーデズクラブビル3階 ☎ 072-631-4151	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	連携32・48・60・61
	76	保育園さわいけキッズ	19	南春日丘五丁目1番8号沢池多世代交流センター2階 ☎ 072-624-3710	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～19:00	連携35・45 P
	77	ポップ保育園下穂積校	18	下穂積三丁目3番25号Avanti下穂積1階 ☎ 072-657-8010	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	P
	78	マリモ茨木ステーション保育園	19	春日一丁目4番12号長沢ショッパーズビル2階 ☎ 072-624-7711	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	連携10 幼連携
	79	マリモスリー保育園	19	西駅前町5番32号西野ビル2階 ☎ 072-621-1007	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	連携10 幼連携
中央	80	きずな保育園	19	双葉町4番14号サンセール双葉町1階 ☎ 072-648-7345	平日 7:00～19:30 土曜 7:30～18:30	連携13
	81	けいあいルンビニ上中条	15	上中条一丁目5番22号 ☎ 072-657-7955	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:30	連携7・37 幼連携
	82	すまいるひだまり保育園	19	主原町3番7号 林泉第1ビル1階 ☎ 072-638-0070	平日 7:00～19:00 土曜 7:30～18:30	自動16 P
	83	ポップ保育園上中条校	19	上中条一丁目4番9号ツインハイツ上中条1階 ☎ 072-665-6322	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	
	84	マリモ city 保育園	19	駅前三丁目6番2号 Box Five 1階 ☎ 072-623-6988	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	連携10 幼連携
東	85	マリモ保育園	19	東太田四丁目8番10-8号 ☎ 072-622-3104	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:00	連携10 幼連携
南	86	けいあいルンビニ天王	19	天王二丁目8番21号102天王ビル1階 ☎ 072-657-7805	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～18:30	連携37 幼連携
	87	すみれ保育園	17	沢良宜西一丁目4番1号エミネンス南茨木1階 ☎ 072-632-2525	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	連携64
	88	第2保育園なないろ	15	横江一丁目2番8号 ☎ 072-601-1314	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	生後9か月以上 連携62
	89	第2保育園なないろ真砂園	16	真砂二丁目16番12号ヴィローザ奥谷102 ☎ 072-664-7716	平日 7:30～19:00 土曜 7:30～18:30	生後9か月以上 連携62 P
	90	保育所さうだーで	19	真砂一丁目2番36号 ☎ 072-630-4556	平日 7:00～19:00 土曜 7:00～19:00	生後9か月以上 連携22・31・71 P

事業所内保育事業所

ブロック	No.	名 称	定 員			所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
			地域枠	従業員枠	計			
中央	91	敬愛ルンビニ西中条	13	3	16	西中条町 11 番 26 号 ☎ 072-646-5444	平日 7:00 ~ 19:00 土曜 7:00 ~ 18:30	0 ~ 2 歳児 連携 7・37 幼連携 P
	92	てんのうナーサリー	20	20	40	大池二丁目 24 番 17 号 ☎ 072-646-5433	平日 7:30 ~ 19:00 土曜 7:30 ~ 19:00	1・2 歳児 自動 71 P
	93	ちとせ学院 Cocco 保育園	9	10	19	永代町 8 番 8 号 国里メディカルビル 3 階 ☎ 072-697-8667	平日 7:30 ~ 18:30 土曜 7:30 ~ 18:30	1・2 歳児 連携 22・50・57・70
南	94	ヤクルトひよっこ 保育園茨木	7	12	19	小川町 8 番 22 号 NOMURA ビル 3-A 号 ☎ 072-644-8960	平日 7:30 ~ 19:30 土曜 7:30 ~ 18:30	0 ~ 2 歳児 (生後 6 か月以上) P

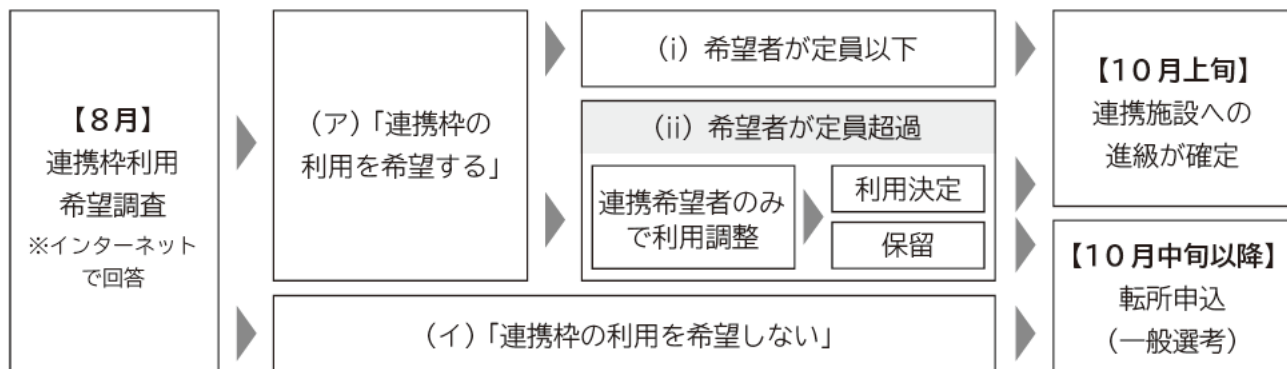
小規模保育事業所等の連携施設について

小規模保育事業所等、利用できる年齢に上限がある施設において、保育継続のための連携施設を設定している場合は、連携施設を優先して利用することができます。

(1) 連携枠の利用が可能な施設

小規模保育事業所等	連 携 施 設
[12] さくらんぼこども園	[13] てんのう中津保育園 [51] (認) 東さくら保育園
[75] たんぽぽアミーゴ保育園	[32] 安威たんぽぽ学園、[48] たんぽぽ中条学園、 [60] たんぽぽ学園、[61] たんぽぽ triangle 学園
[76] 保育園さわいけキッズ	[35] さいのもとこども園 [45] 幼保連携型 (認) しもほづみキッズ
[78] マリモ茨木ステーション保育園 [79] マリモスリー保育園、[84] マリモ city 保育園 [85] マリモ保育園	[10] マリモ global kids
[80] きずな保育園	[13] てんのう中津保育園
[81] けいあいルンビニ上中条 [91] 敬愛ルンビニ西中条	[7] 彩都宿久庄敬愛保育園 [37] (認) 彩都敬愛幼稚園 (保育部分)
[86] けいあいルンビニ天王	[37] (認) 彩都敬愛幼稚園 (保育部分)
[87] すみれ保育園	[64] 天王つなぐこども園
[88] 第2保育園なないろ [89] 第2保育園なないろ真砂園	[62] 天王こども園
[90] 保育所さうだーで	[22] ちとせ学院 Tre 保育園、[31] (認) 水尾幼稚園 [71] (認) 天王学園幼稚園
[93] ちとせ学院 Cocco 保育園	[22] ちとせ学院 Tre 保育園 [50] (認) ちとせ学院めぐみの森 [57] (認) ちとせ学院 [70] (認) ちとせ学院 Due 南茨木

連携枠には定員があり、全ての希望者が入所できるものではありません。連携枠での入所が叶わなかった場合、その後の一般選考（4月入所申込）では利用指数に加点し、優先的に利用調整を行います。連携枠での利用調整の流れは次のとおりです（施設により異なる場合があります）。



(ア)「連携枠の利用を希望をする」と回答した場合

(i) 希望者が連携枠の定員以下の場合 ⇒ **連携施設への進級が確定します。**

- ・転所申込は不要です。
- ・他施設への転所申込をすることは可能ですが、卒園児への加点（10点）の適用はありません。

(ii) 希望者が連携枠の定員を超過した場合 ⇒ **連携枠希望者のみで利用調整を行います。**

- ・利用調整指数に基づき連携枠希望者のみで利用調整を行います。**なお、この利用調整における保育要件の確認及び指数算定は令和8年8月10日（月）締切の現況届で提出された書類をもとに行います。要件が確認できない場合、利用調整対象外となる可能性があります。**
- ・現況届は、提出時点と令和9年4月以降で状況が異なる場合、その両方の必要書類をご提出ください。
- ・連携枠希望者のみでの利用調整の結果、保留となった場合は、一般選考への転所申込（4月入所申込）が必要です。
- ・一般選考においては卒園児への加点（10点）を適用し、連携施設には連携施設への加点（30点）を加算します。
- ・一般選考においては、連携施設の希望順位は問いません。

(イ)「連携枠の利用を希望しない」と回答した場合 ⇒ **転所申込（4月入所申込）が必要です。**

- ・利用調整時に卒園児への加点（10点）を適用します。連携施設への加点（30点）の適用はありません。

(2) 連携施設へ自動進級する施設

年齢上限のある保育施設	連 携 施 設
[21] たんぽぽ bambi 保育園※	[48] たんぽぽ中条学園、[60] たんぽぽ学園 [61] たんぽぽ triangle 学園
[82] すまいるひだまり保育園※	[16] ゆめひだまり保育園
[92] てんのうナーサリー 希望により3歳児以降も利用継続可	[71] (認) 天王学園幼稚園

転所申込は不要です。他施設への転所申込をすることは可能ですが、卒園児への加点（10点）の適用はありません。

※令和8年4月1日以前に入所した児童については、自動進級を希望せず転所申込をする場合でも、経過措置として卒園児への加点（10点）を適用します。

(3) 幼稚園（1号認定）の優先利用が可能な施設

年齢上限のある保育施設	連 携 施 設
[78] マリモ茨木ステーション保育園、[79] マリモスリー保育園、 [84] マリモ city 保育園、[85] マリモ保育園	安威幼稚園（南安威二丁目3番23号）
[81] けいあいルンビニ上中条、[86] けいあいルンビニ天王、 [91] 敬愛ルンビニ西中条	郡山敬愛幼稚園（新郡山二丁目30番5号）

利用申込先は連携施設（各幼稚園）となります。利用を希望する場合は、在籍園または連携施設へご相談ください。

5 茨木市待機児童保育室

本市では、待機児童解消のため、待機児童保育室「あゆみ」、「みらい」を開設しています。保育環境や保育内容は既存の認可保育所に準じています。

認可保育所等の選考において保留となっている待機児童保育室利用希望者に対して、29 ページ「令和9年度 保育所等利用調整指数表」に基づき、保育を受ける必要性の高い方から順に利用調整します。

申込者すべてが、必ず入室できるものではありません。見学等については施設へ直接ご確認ください。

施設情報

名 称	定員	所在地及び電話番号	開所時間（延長含む）	備 考
待機児童保育室あゆみ	40	春日三丁目 13 番 5 号 保健医療センター 2 階 ☎ 072-646-7521	平日 7:00 ～ 19:00 土曜 7:00 ～ 19:00	 ※ 1
待機児童保育室みらい	40	西河原二丁目 16 番 17 号 ☎ 072-620-6091	平日 7:00 ～ 19:00 土曜 7:00 ～ 19:00	1・2歳児  ※ 2

※ 1 土曜日については [2] 春日保育所での共同保育となります。

※ 2 土曜日については [4] 総持寺保育所での共同保育となります。

申込方法・注意事項等

	4 月入所申込	例月入所申込
対象 児童 	保育所等の利用申請者が待機児童保育室を希望する場合に、利用調整の結果、保育所等への入所を待機していると認められる児童	
受付 期間 	令和9年4月（一次・二次選考）の申請 令和8年 10 月 15 日（木）午前9時から 令和9年2月5日（金）午後 11 時 59 分 ※令和8年 11 月 6 日（金）午前0時～ 11 月 20 日（金）午前8時59分までは受付停止	令和9年5月以降（令和 10 年 3 月まで）の申請 利用希望月の前々月6日から前月5日
申請 方法 	◎インターネット申請です 【注意事項】 右の二次元コードまたは、次の URL から申請してください【 https://logoform.jp/form/2Qoq/1765187 】 ※新規申請時に待機児童保育室を希望済の場合は改めての申請不要。 （希望する待機児童保育室の変更はこのフォームから）	 【注意事項】 ▼入力内容は一時保存できます（マイページから入力再開可能） ▼世帯ごとの申請です ▼受付期間内に入力完了してください
利用 開始日 	令和9年4月1日から	入室決定月の1日から
利用調整 結果通知 	【一次選考】 待機児童保育室の選考は行いません。 【二次選考】 令和9年3月上旬に結果通知書をご自宅へ郵送します。	入室が可能な方にのみ、利用開始月の前月中旬以降に電話連絡 ※入室できない場合は、当該年度中（令和 10 年 3 月まで）、毎月利用調整を行います。
注意 事項 	以下のいずれかに該当する場合は、申請できません（対象児童と認められません） ①利用を希望する保育所等が 1 か所のみの場合（入室後含む） ④入室後に保護者が育児休業を取得する場合 ②保育所等の利用希望日が未到来の場合 ③児童がすでに保育所等を利用している場合	

利用料

保育所等と同様に、世帯の階層区分ごとに利用料を定めています。34 ページ「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」の額に 90/100 を乗じた額です。なお、主食費・副食費、延長保育料、その他諸費用等については、別途必要です。

6 問診

電子申請完了後は、問診が必要です。4月入所申込と例月入所申込とで、問診までの流れが異なります。

4月入所申込の場合

電子申請完了後、送信完了メールに記載されている児童問診票の入力についての案内に従ってご入力ください。出生前の申込を除き、11月下旬から12月上旬にかけて保育士等による申込児童の問診を実施します。

問診までの流れ	場 所	注意事項等
【問診票入力】 新規利用申込完了後にお送りするメール内に記載された問診票フォームから入力 ↓ 【日時予約】 予約フォームにて問診日時の予約 ↓ 【問診実施】	利用希望施設または 保育幼稚園事業課 (市役所南館3階 21 番窓口)	●申込児童と一緒にお願いします ●受付完了メールをご提示ください ●母子健康手帳をご持参ください
	❗ 問診が不要の場合 (問診票の入力は必要)	
	●申込フォーム内の「利用調整(入所選考)における復職の意思」を「育児休業の延長も許容できる」と選択し、その期限を令和10年3月までと入力している場合(詳細は8ページ「育児休業中の利用申込について」の「(4) 利用調整(入所選考)における復職の意思で「育児休業の延長も許容できる」と選択した場合」を参照してください) ●在園中の認定こども園の教育部分(1号)から保育部分(2号)へ区分変更を希望しており、在園施設以外の保育所等を希望しない場合 ●令和8年10月1日以降に問診を受けている場合	

例月入所申込の場合

電子申請完了後、送信完了メールに記載されている児童問診票の入力についての案内に従ってご入力ください。問診は以下のとおり行います。

日 時	場 所	注意事項等
利用希望月の前月5日までの 窓口受付時間内(9:00 ~ 16:30)	保育幼稚園事業課 (市役所南館3階 21 番窓口)	●申込児童と一緒に窓口までお越しください ●受付完了メールを窓口でご提示ください ●母子健康手帳をご持参ください
❗ 問診の実施が不要の場合 (問診票の入力は必要)		
●申込フォーム内の「利用調整(入所選考)における復職の意思」を「育児休業の延長も許容できる」と選択し、その期限を令和10年3月までと入力している場合(詳細は8ページ「育児休業中の利用申込について」の「(4) 利用調整(入所選考)における希望で「育児休業の延長も許容できる」と選択した場合」を参照してください) ●在園中の認定こども園の教育部分(1号)から保育部分(2号)への区分変更を希望しており、在園施設以外の保育所等を希望していない場合		

利用希望月の前月5日までに問診が完了していない場合、利用調整を行えない場合があります。

なお、「育児休業中の利用調整に関する申立書」において、「育児休業の延長も許容できる」と選択し、その期限を令和10年3月までと入力していたが、その内容を取下げ、通常どおりの利用調整を希望することに変更した場合は、問診が必要です。利用希望月の前月5日までに申込児童と一緒に保育幼稚園事業課までお越しください。

7 教育・保育給付認定

保育所等の利用を希望する場合は、子ども・子育て支援法第19条第2号及び第3号に基づく教育・保育給付認定（以下、「保育認定」という。）を受ける必要があります。以下の通り認定を行った場合は、「教育・保育給付認定通知書」により保護者に通知します。

- ◆2号認定子ども（同法第19条第2号に規定）
…入園時の児童の年齢が満3歳以上で保育所等での保育を希望する場合
- ◆3号認定子ども（同法第19条第3号に規定）
…入園時の児童の年齢が満3歳未満で保育所等での保育を希望する場合

「教育・保育給付認定通知書」の発送時期

申込書類に基づき、「教育・保育給付認定通知書」を郵送します。入所時に必要となる場合があるため、大切に保管してください。例月入所申込の場合は、入所月の前月末頃に郵送します。

4月入所申込（一次選考・二次選考）の「教育・保育給付認定通知書」の発送は、事務が非常に混みあい、認定及び発送処理に時間を要することから、子ども・子育て支援法第20条第6項ただし書きの規定を適用し、発送時期を次のとおりとします。

申込時期	発送予定時期
令和8年11月5日（木）まで	令和9年2月上旬
令和8年11月20日（金）から令和8年2月5日（金）まで	令和9年3月上旬

認定区分

25 ページ「保育認定の事由及び有効期間」の保育認定の事由に該当し、児童を保育することが必要な場合に、保育認定を行うと同時に、保育必要量の認定を行います。保育必要量には、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類の認定区分があります。

保育必要量

（1）保育標準時間認定

保育標準時間認定を受けた児童については、原則的な保育時間を8時間としつつ、通勤時間や休憩時間を考慮し、施設の設定する保育標準時間内で最大11時間の保育を利用できます。

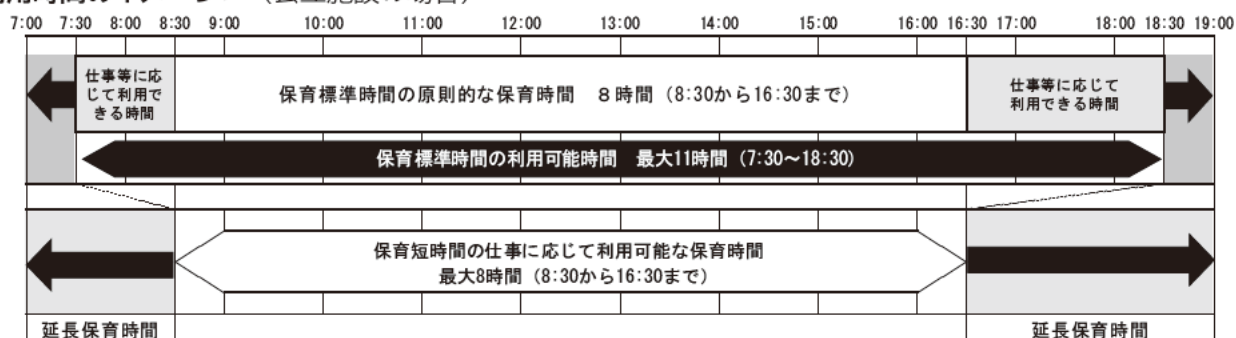
（2）保育短時間認定

保育短時間認定を受けた児童については、通勤時間や休憩時間を考慮し、施設が設定する保育短時間内で最大8時間の保育を利用できます。

▲ 保育所等の利用時間

「保育標準時間認定」「保育短時間認定」に関わらず、原則、保育を利用できるのは、就労等の事由により保育が必要な時間のみです。常に11時間もしくは8時間の利用ができるわけではありません。また、児童の送迎は、必ず施設の開所時間内に行ってください。

<利用時間のイメージ>（公立施設の場合）



※私立施設については、施設により標準時間・短時間の時間設定は異なるため、各自でご確認ください。また、具体的な利用日時については、利用決定後に施設と調整していただくことになります。

※延長保育を利用できるのは、就労等で児童の保育が困難な場合に限ります。（別途延長保育料が必要です。）

保育認定の事由及び有効期間

事 由	状 況	保育必要量	認定期間
就労	月 64 時間以上労働（休憩時間等を除く）することを常態としている場合	保育標準時間 または短時間※ 1	事由による必要な期間
妊娠 出産	妊娠中または出産後間がない場合	保育標準時間※ 2	産前 6 週（多胎出産の場合は 14 週間）のかかる月初めから産後 8 週を経過する日の属する月の末日まで
疾病 障害	疾病もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有している場合	保育短時間※ 3	事由による必要な期間
介護 看護	同居または別居の親族を月 64 時間以上介護または看護することを常態としている場合	保育標準時間 または短時間※ 1	事由による必要な期間
災害 復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	保育標準時間※ 2	事由による必要な期間
求職 活動	求職活動（起業準備を含む）を継続的に行っている場合	保育短時間	原則 1 か月※ 4
就学	月 64 時間以上就学することを常態としている場合※ 5	保育標準時間 または短時間※ 1	事由による必要な期間
障害児 保育	児童に障害があり、特に集団保育の必要がある場合等、保育が必要な状態にあると市長が認めた場合	保育短時間	3 歳児クラスから小学校就学前まで
育児 休業	第 2 子以降の育児休業を取得する場合で、上の子がすでに保育所等を利用しており、保育所等の継続利用が必要であると認められる場合	保育短時間	育児休業終了日の属する月の末日または育児休業の対象児童が、1 歳の誕生日を迎えるまでのどちらか短い方の期間※ 6
その他	前各号に掲げるものの他、保育が必要な状態にあると市長が認めた場合		

※ 1 保護者の就労・就学時間等（通勤・通学時間、休憩時間を含む）が、1 か月当たり 120 時間以上の場合は保育標準時間認定です。1 か月当たり 64 時間以上 120 時間未満の場合は、原則、保育短時間認定です。ただし、勤務の時間帯等により、送迎が間に合わない場合は、保護者の申し出により、保育標準時間認定とすることも可能です。

※ 2 保護者の申し出により、保育短時間認定とすることができます。

※ 3 病状が重篤な場合等、やむを得ないと判断される場合は、保育標準時間認定とすることができます。

※ 4 保育所等の利用開始後、1 か月が経過しても就労が決まらない場合は「求職活動報告書」を提出していただき、求職活動の事実が確認できた場合は、最大 90 日を経過した日の月末まで延長して利用することができます。「求職活動報告書」が未提出の場合及び最大 90 日を経過した日の属する月の末日までに就労を開始しない場合は、保育所等を退所していただきます。

※ 5 就学先は、学校基本法第 1 条に規定する学校、同法 124 条に規定する専修学校、同法 134 条第 1 項に規定する各種学校等に在学している場合、または、職業能力開発促進法第 15 条の 7 第 3 項若しくは同法第 27 条第 1 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けている場合をいいます。

※ 6 育児休業の対象児童が 1 歳の誕生日を迎える月に保育所等に入所できない場合は、最大でその児童の 2 歳の誕生日の前日まで延長することができます。育児休業の対象児童が 1 歳の誕生日を迎える月の入所申込をしていない場合や、入所申込をしても保育所等の利用決定を辞退した場合は、育児休業の保育認定を延長することができません。

入所後に認定内容の変更があった場合

保育認定を受けた後に次の事由が生じた場合は、速やかに変更申請または届出を行ってください。
なお、利用している保育所等にも、変更内容を必ずお伝えください。

変更事由	必要書類
就職・転職 雇用条件(勤務時間や勤務する曜日等)の変更	・変更申請書(A-①) ・就労証明書
退職(求職活動の開始)	・変更申請書(A-①) ・求職活動申立書
産前産後休暇の取得	・変更申請書(A-①) ・母子健康手帳(兄弟姉妹が保育所等在園児の場合は「出産に伴う保育要件変更届」)
育児休業の取得・延長 ※育児休業の認定事由については25ページ	・変更申請書(A-①) ・育児に伴う休業申立書
世帯員氏名・住所・連絡先の変更	・変更届出書(B-①)
世帯構成員の増減	・変更届出書(B-①) ・(追加された世帯員が他市民または転入者の場合)マイナンバー確認書類
結婚	・変更届出書(B-①) ・追加された配偶者の保育事由を証明する書類
離婚・別居(単身赴任等を除く)	・変更届出書(B-①) ・(別居の場合)ひとり親であることを証明する書類(夫婦関係調整調停申立書、弁護士・公的機関等の証明書類。民生委員による証明書類は不可。) ・(離婚調停中やDV等の特別な理由で住所を変更できず、父母の住所が同じであるが、実態は別居している場合)住所を変更できない理由を記載した申立書 ※必要書類の提出がない場合、利用者負担額等は父母両方の収入を基に算定します。
世帯員が障害者手帳(身体・療育・精神)を取得・更新	・変更届出書(B-①) ・(市外在住の場合)障害者手帳(身体・療育・精神)

(1) 変更申請書(A-①)の提出期限

変更する月の前月末日(末日が土日祝日の場合は直前の平日)

※保育事由・保育必要量は、月途中での変更や、受付日以前に遡っての変更ができません。

(2) 提出方法

「変更申請書(A-①)」または「変更届出書(B-①)」に在籍施設の確認印をもらい、他の必要書類と併せて保育幼稚園事業課窓口へ提出(郵送または施設経由で提出の場合、期限までに当課必着)

※期限までに必要書類がすべて揃わない場合は、「変更申請書(A-①)」または「変更届出書(B-①)」のみ期限までにご提出ください。

(3) 保育認定の取り消し

保育認定の事由に該当しなくなった場合は、保育認定が取り消され、保育所等の利用が終了します。市外への転出、保育事由の解消等、保育所等の利用が不要となる場合は、利用施設にご連絡いただき、退所届をご提出ください。

各書類の様式一覧については、本市ホームページ
 (右の二次元コード)からご確認ください。



8 利用調整

「利用調整」とは、保育所等利用申込のために提出した情報に基づき、29 ページ「令和9年度 保育所等利用調整指数表」により指数を決定し、その指数が高い世帯の児童から順に保育所等利用の調整を行うことです。

そのため、利用調整を行うにあたり、保護者の状況・世帯の状況を正確に把握する必要があります。以下の利用調整上の注意点に十分留意し、必要書類を準備してください。必要書類については、2 ページ「必要書類の準備」を参照してください。

利用調整指数の決定方法

利用調整指数は、「基本指数」と「調整指数」の合計です。利用調整指数は申込児童ごとに決定し、利用調整指数が同点の場合は、31 ページ「令和9年度 保育所等利用調整指数表」に基づき利用調整を行います。

$$\boxed{\text{父の基本指数}} + \boxed{\text{母の基本指数}} + \boxed{\text{調整指数}} = \boxed{\text{利用調整指数}}$$

※ひとり親の基本指数はいずれかの保護者の基本指数 + 10 点となります。

(1) 基本指数について

基本指数は、申込期日（4 月入所一次選考の場合、不備・変更書類等の提出期日である令和8年 11 月 30 日（月））までに提出されている、保護者それぞれの入所時の「保育が必要な理由を証明する書類（就労証明書、診断書等）」に基づき決定します。

また、基本指数は常態としている状況に基づき決定します。一時的な状況により決定するものではありません。

(2) 調整指数について

調整指数は、申込期日（4 月入所一次選考の場合、不備・変更書類等の提出期日である令和8年 11 月 30 日（月））までに提出されている必要書類に基づき決定する、世帯の状況等により加点・減点し調整する指数です。

※ 指数は各世帯の状況を総合的に判断して決定します。必要書類を提出した場合でも、利用調整において指数の適用が認められない場合があります。

※ 指数を決定するにあたり、世帯の状況・就労状況等について問い合わせをすることがあります。

施設の希望について

- ・申込者が希望していない施設は空きがあっても利用調整の対象外となります。そのため、複数の施設を希望する児童と、1 施設のみ希望する児童とでは、複数の施設を希望する児童の方が内定の可能性が高くなります。
- ・毎月 HP で更新される空き状況については、表示が「×」になっている施設も更新後に退所等で空きが出る場合がありますので、利用したい施設はすべて記載することを推奨します。
- ・複数の希望施設で空きがある場合、空きがある希望施設の中で希望順が 1 番高い施設を内定園として通知しますので、希望順は「利用したい順」で記載することを推奨します。
- ・以下のように、各世帯を希望施設ごとで指数順に並べ替え、施設の空き枠に応じて指数の高い世帯から内定施設が決定します。

世帯	指数	●保育所（空き枠 1）	▲こども園（空き枠 1）	■こども園（空き枠 1）	内定施設
Aさん	23	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	●保育所
Bさん	20	第 1 希望	—	第 2 希望	■こども園
Cさん	16	第 1 希望	第 3 希望	第 2 希望	▲こども園
Dさん	12	第 1 希望	第 2 希望	第 3 希望	なし（保留）

申込状況に変更が生じた場合

利用申込後に世帯の状況・就労状況等に変更が生じた場合は、速やかに保育幼稚園事業課にご連絡ください。内容により、追加の聞き取りや書類の提出が必要な場合があります。なお、書類の提出が提出期日に間に合わない場合、利用調整において不利となる可能性があります。申込期日（4 月入所一次選考の場合のみ、令和8年 11 月 30 日（月））以降に指数の変更を伴う状況変更があった場合は、次回の利用調整から反映します。

利用調整指数表について

(1) 指数表全体について

- ・利用調整における1か月とは、4週（7日×4週）とします。
- ・保護者の基本指数について、「就労」、「介護・看護」、「就学・技能取得」に該当する場合、主となる要件において指数を決定したうえで、その他の要件に要する時間を合算できることがあります。ただし、物理的に不可能な要件同士が重複している場合、合算が認められない場合があります。
- ・申込時点と保育所等入所後の保育を必要とする状態が異なる場合、保育所等入所後の状況の証明書類の提出が必要です（転職含む）。

(2) 各保育事由について

基本指数の 保育事由	補 足 説 明															
就 労	・就労時間は、雇用契約上の就労時間に基づきます。指数表における就労時間は、勤務就労時間から休憩を除いた「実働時間」とします。上記のとおり、利用調整における1か月とは4週（7日×4週）とするため、その他の日数を想定された就労証明書である場合、市にて計算することがあります。 ・育児休業中に保育所等の利用を申込み、希望施設の利用が決定した場合、利用開始月の翌月1日までに育児休業を取得している職場への復職が必要です。復職日から2週間以内に「就労開始証明書」を提出してください。ご提出いただいた「就労開始証明書」の内容から、保育要件の確認ができない場合や、申込の内容に虚偽があったことが判明した場合、利用開始後であっても退所となる場合があります。 ・復職時に育児に伴う時間短縮制度を利用する場合、原則雇用契約上の勤務時間（時間短縮制度利用前の時間）で利用調整します。ただし、時間短縮制度利用後に勤務時間が1日実働4時間以上6時間未満になる場合や、勤務日数が減少する場合は、時間短縮制度利用後の勤務時間・日数で利用調整します。時間短縮制度を利用することで、就労時間が月64時間未満になる場合（保育要件の確認ができない場合）は、内定取消（入所後の場合は退所）となります。															
出 産	・出産予定日の前6週間（多胎妊娠の場合は前14週間）のかかる月初めから、産後8週間のかかる月末までについては、他の要件に該当する場合も、出産要件として利用調整します。 （例）令和9年5月2日が出産予定の場合 ・単体妊娠の場合…3月～6月まで出産要件として利用調整（3月については令和8年度利用申込をする場合） ・多胎妊娠の場合…1月～6月まで出産要件として利用調整（1月～3月については令和8年度利用申込をする場合） <table><tr><td></td><td>出産要件 認定期間開始</td><td>法律上の産前・産後 休業期間開始</td><td>出産予定日</td><td>法律上の産前・産後 休業期間終了</td><td>出産要件 認定期間終了</td></tr><tr><td>単体妊娠 ▶</td><td>3月</td><td>予定日から6週間前の日 令和9年3月22日</td><td rowspan="2">令和9年 5月2日</td><td rowspan="2">出生日から8週間後の日 令和9年6月27日</td><td rowspan="2">6月</td></tr><tr><td>多胎妊娠 ▶</td><td>1月</td><td>予定日から14週間前の日 令和9年1月25日</td></tr></table> ※出生日により、妊娠・出産要件にて利用調整する期間が変更となる可能性があります。		出産要件 認定期間開始	法律上の産前・産後 休業期間開始	出産予定日	法律上の産前・産後 休業期間終了	出産要件 認定期間終了	単体妊娠 ▶	3月	予定日から6週間前の日 令和9年3月22日	令和9年 5月2日	出生日から8週間後の日 令和9年6月27日	6月	多胎妊娠 ▶	1月	予定日から14週間前の日 令和9年1月25日
	出産要件 認定期間開始	法律上の産前・産後 休業期間開始	出産予定日	法律上の産前・産後 休業期間終了	出産要件 認定期間終了											
単体妊娠 ▶	3月	予定日から6週間前の日 令和9年3月22日	令和9年 5月2日	出生日から8週間後の日 令和9年6月27日	6月											
多胎妊娠 ▶	1月	予定日から14週間前の日 令和9年1月25日														
疾 病	・提出書類から読み取れる疾病の状況を総合的に判断して指数を決定するため、「病気・介護（看護）診断書」には、病名、治療期間、通院頻度等、児童の保育が困難な状況が分かるように具体的な記載をするよう医師に依頼してください。															
介護・看護	・提出書類から読み取れる介護・看護の状況を総合的に判断して指数を決定するため、「介護・看護状況申出書」には状況を詳細に記載してください。															
就 学	・就学先として認定できるのは、以下に該当する場合とします。 ▶学校教育法第1条に規定する学校、124条に規定する専修学校、134条第1項に規定する各種学校に在学していること ▶職業能力開発促進法第15条の7第3項もしくは同法第27条第1項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練等を受けていること ・就学時間は、提出された時間割（カリキュラム）に基づき計算します。															

令和 9 年度 保育所等利用調整指数表

1 基本指数（主たる保護者2名分を基本指数とします。ひとり親世帯は、親の指数+10とします。）

番号	保育事由	保護者（父・母・養育者等）の状況			基本指数
1	就労	【育児に伴う時間短縮制度を利用する場合】 復職時に育児に伴う時間短縮制度を利用する場合、原則雇用契約上の勤務時間（時間短縮制度利用前の時間）で利用調整します。ただし、時間短縮制度利用後に勤務時間が1日実働4時間以上6時間未満になる場合や、勤務日数が減少する場合は、時間短縮制度利用後の勤務時間・日数で利用調整します。時間短縮制度を利用することで、就労時間が月64時間未満になる場合（保育要件の確認ができない場合は、内定取消（入所後の場合は退所）となります。			
		就労（内職以外）・自営業	1日実働4時間以上かつ月20日以上	月140時間以上就労する場合	10
				月120時間以上140時間未満就労する場合	9
				月100時間以上120時間未満就労する場合	8
				月80時間以上100時間未満就労する場合	7
			1日実働4時間以上かつ月16日以上19日以下	月112時間以上就労する場合	9
				月96時間以上112時間未満就労する場合	8
				月80時間以上96時間未満就労する場合	7
				月64時間以上80時間未満就労する場合	6
		上記以外	月64時間以上就労する場合	5	
		内職	1日実働4時間以上かつ月20日以上	月140時間以上就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	6
				月80時間以上140時間未満就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	4
			1日実働4時間以上かつ月16日以上19日以下	月112時間以上就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	5
				月64時間以上112時間未満就労し、直近3か月の平均月収が2万円以上である場合	4
				上記以外	月64時間以上就労する場合
2	出産	出産予定日の前6週間（多胎妊娠の場合は前14週間）のかかる月初めから、産後8週間のかかる月末			6
3	疾病・障害	疾病	入院	長期の入院期間中	11
			在宅	常時病臥（寝たきりである）	10
				一般療養 重 度：常時安静又は通院頻度の高い場合	8
				一般療養 その他：上記以外	6
		心身障害	重 度	身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合	10
			そ の 他	上記以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合	6
4	介護・看護（※）	常時入院付き添い等	長期にわたり親族の入院付き添いに常に当たるか、もしくは、申請児童以外の未就学児の療育施設等への通所に常に付き添う等の場合	9	
		常時居宅介護	居宅において寝たきり等の親族を常時看護及び通院介助	7	
		常時以外の居宅介護	親族の看護及び通院介助で保育に欠けるのが常態	5	
5	災 害	火災等による家屋損傷、その他災害復旧のため保育できない場合			11
6	求職活動	求職活動（起業の準備を含む）を継続的に行っている場合			2
7	就学・技能取得	1日4時間以上かつ月20日以上	月140時間以上就学する場合	7	
			月80時間以上就学する場合	6	
		1日4時間以上かつ月16日以上19日以下	月112時間以上就学する場合	6	
			月64時間以上就学する場合	5	
		上記以外	月64時間以上就学する場合	4	
8	その他	障がい児保育を申し込んでいる児童の保護者（就労等の要件がない方）			7
		行方不明、拘禁等			11

※月64時間以上介護または看護することを常態としている場合に限りです。
〔上記以外に児童福祉の観点から、特に緊急度が高いと判断した場合は、調整を行います。〕

令和 9 年度 保育所等利用調整指数表

2 調整指数

番号	世 帯 の 状 況	調整指数
1	生活保護受給世帯で、基本指数における保育事由が就労または求職活動である場合	+ 5
2	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯で、基本指数における保育事由が求職活動である場合	+ 5
3	ひとり親家庭及びそれに準ずる世帯で、番号2に該当しない場合	+ 4
★4	保護者が産後休暇及び育児に伴う休業明けの世帯（産後休暇及び育児休業を取得している勤務先に復職せず、退職・転職する場合は除く。また、番号7、9、11、12、13と併用不可）	+ 3
5	双子が同じ市内の保育所等に新規入所・転所希望する場合（三つ子以上は、人数が増える毎に1点加算）	+ 2
6	兄弟姉妹がすでに入所している市内の同じ保育所等へ新規入所・転所希望する場合（申込児童が同施設での認定区分変更を希望する場合及び申込児童の保育所等利用希望月に兄弟姉妹が就学により卒園している場合を除く）	+ 3
★7	認定こども園や幼稚園等の教育部分から保育所等の保育部分へ新規入所希望する場合（番号4、13と併用不可）	+ 2
8	入所日時点で小学校3年生まで（平成30年4月2日以降生まれ）の児童が2人いる世帯	+ 1
	入所日時点で小学校3年生まで（平成30年4月2日以降生まれ）の児童が3人以上いる世帯	+ 2
★9	現在入所している市内の保育所等から市内のその他の保育所等へ転所希望をする場合（番号4、11と併用不可）	+ 2
10	年齢上限のある市内の保育施設等の最終年齢クラスを卒園する場合（分園、連携施設への進級が決定している場合を除く） ※1	+ 10
★11	本市より広域入所にて市外の保育所等の利用を委託している児童が市内の保育所等へ転所希望する場合（番号4、9と併用不可）	+ 3
★12	転入予定で、転入前の市区町村にて入所している保育所等を、本市にて保育所等に入所する前月まで利用している場合（育児に伴う休業中を除く。認可外保育施設を月64時間以上利用している場合を含む）（番号4、13と併用不可） ※2	+ 2
★13	現在、就労等により認可外保育施設を月64時間以上利用している場合（一時預かり利用者・転入予定者を除く）（番号4、7、12と併用不可）	+ 3
14	保護者が重度の障害、疾病等を理由として長期入院しているなどの場合	+ 3
15	保護者がともに心身に障害を有する場合（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合）	+ 3
16	保護者がともに心身に障害を有する場合（上記（番号15）以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合）	+ 2
17	申込児童が心身に障害を有する場合（身体障害者手帳1・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳Aを有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合）	+ 2
18	申込児童が心身に障害を有する場合（上記（番号17）以外の身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を有しているか、もしくは、これらと同程度の障害と診断される場合）	+ 1
19	申込児童が里親（児童福祉法第6条の4に規定する里親）によって養育されている場合（里親の実子を除く）	+ 1
20	父母ともに基本指数における保育事由が求職活動である世帯（ひとり親家庭を除く）	+ 2
21	年齢上限のある市内の保育施設等の最終年齢クラスを卒園し、連携施設優先利用の希望届において「連携枠の利用を希望する」と回答した場合（加算は対象の連携施設のみ）	+ 30
22	保護者以外の18歳以上65歳未満（昭和37年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の同居者が求職活動中または就労証明書等が未提出の場合（月64時間以上就労している等の保育認定の要件に該当しない場合や、保護者以外の同居者が育児に伴う休業中の場合を含む）	- 2
23	利用者負担額を長期に亘り正当な理由なく滞納している世帯	- 10

・適用される調整指数は、各世帯の状況を考慮して総合的に判断します。また、番号の前に★のある調整指数は併用できないものがあります。

・指数表中の「申込期日」は、4月入所申込においては「不備書類等提出期日」と読み替えることとします。

【入所基準指数（基本指数＋調整指数）が同点の場合は、次の（１）～（１０）の順に利用調整します】

- （１）当該年度内に利用案内（内定）を辞退していない世帯（待機児童保育室の内定を除く）
- （２）年齢上限のある認可外保育施設を月 64 時間以上利用しており、最終年齢クラスを卒園する場合（待機児童保育室みらいを除く）（４月入所のみ対象）
- （３）ひとり親世帯
- （４）「基本指数者のうち指数が低い保護者」の基本指数の高い世帯
- （５）単身赴任世帯（日常的に児童の保育をすることが可能な親族が同居している場合（調整指数 22 が適用される場合）を除く）
- （６）「保護者の合計勤務時間（休憩時間含む）」の時間が長い世帯
- （７）保護者のうち、「勤務時間（休憩時間含む）」が短い保護者の時間が長い世帯
- （８）兄弟姉妹が同時に新規入所申込または転所（園）申込をしている世帯
- （９）保護者の市区町村民税所得割課税額の合計が低い世帯
- （１０）直近 3 か月における保護者の就労実績の合計時間が長い世帯

※保育所等の希望順位は、入所基準指数及び上記（１）～（１０）では考慮しません。

※項目（９）について、４月～８月の選考については令和 8 年度の、９月～３月の選考については令和 9 年度の市民税所得割額により調整を行います。また、市民税未申告などの理由で課税情報が確認できない場合、項目（９）において不利になります。

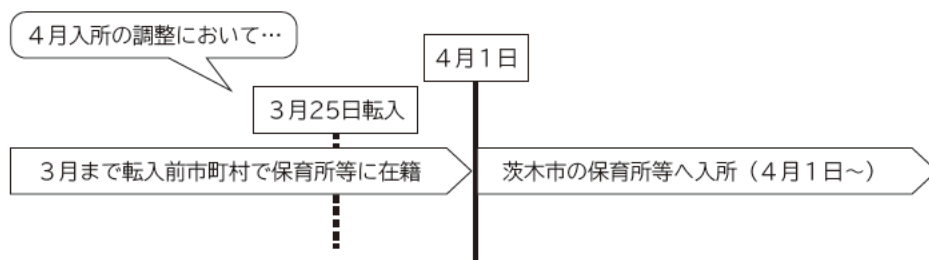
【利用調整における特例】

- （１）利用申込み時に、「育児休業の延長も許容できる」の項目を選択している場合、指定の期限まで他の世帯を優先して利用調整を行います。
- （２）茨木市内の保育所等（待機児童保育室及び企業主導型保育施設を含む）で、保育士として月 20 日以上かつ週 30 時間以上もしくは週 5 日以上かつ 1 日 6 時間以上の条件で勤務を開始する予定の方は、優先的に利用調整します（例月入所申込で転所希望の場合を除く）。
- （３）２月・３月の入所においては、選考時期が翌 4 月の入所児童の決定後であることから、
 - ①その施設への入所が決定している児童
 - ②入所が決定していない児童
 - ③他の施設への入所が決定している児童
 の順に入所の案内を行います。

※ 1 「年齢上限のある市内の保育施設等」とは、小規模保育事業所（すまいるひだまり保育園を除く）、事業所内保育事業所の地域枠（てんのうナーサリーを除く）、さくらんぼこども園、および待機児童保育室みらいを指します。企業主導型保育施設、その他の認可外保育施設等は加点対象となりません。また、転所決定した保育所等を辞退した場合は、番号 10 の加点を取り消して利用調整します。
 なお、すまいるひだまり保育園、たんぼぼ bambi 保育園（年齢上限が 1 歳児までの保育所）は、自動進級先施設があるため、原則的に番号 10 の加点対象外ですが、令和 8 年 4 月 1 日以前に入所した児童については、経過措置として、自動進級を希望せず転所申込をする場合でも番号 10 の加点対象となります。

※ 2 以下のような場合に加点対象となります。

（例）４月入所を希望する場合



（備考）・この保育所等利用調整指数表は、令和 9 年度用です。利用調整指数表の内容は年度ごとの改定及び年度途中での改定を行う場合があります。

・「保育所等」とは、市が認可している保育所、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所及び南総持寺保育園を指します。

9 利用者負担額等

保育所等に利用が決定した方については、入所月の前月末頃に「利用者負担額決定通知書」等を郵送します。

対象児童が0～2歳児の場合

(1) 決定方法

利用者負担額は、ひとり親家庭を除き、保護者2名の市民税所得割課税額を合算した金額により決定します。

基準となる 市民税額	令和8年度市民税所得割額 (令和7年1月～12月の収入分)	令和9年度市民税所得割額 (令和8年1月～12月の収入分)
利用者負担額	令和8年9月分～令和9年8月分	令和9年9月分～令和10年8月分

※市民税所得割額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

(2) 利用者負担額（保育料）

市民税課税世帯の場合（均等割のみ課税されている世帯も含む）

34 ページ「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」をご参照ください。ただし、令和9年度以降の利用者負担額については、額の見直し等により変更となる場合があります。

市民税非課税世帯の場合

利用者負担額が全額無償となります。

(3) 別途費用

利用者負担額とは別に、延長保育料、給食費、制服や遠足等の実費負担や上乗せ徴収があります。金額は施設により異なるため、詳細は各施設にお問い合わせください。

対象児童が3～5歳児の場合

市民税の課税状況に関わらず、利用者負担額は全額無償となりますが、主食費・副食費、延長保育料、諸費用等の別途費用は無償化の対象外ですので、保護者負担となります。金額は施設により異なりますので、各施設もしくは保育幼稚園事業課にお問い合わせください。なお、34 ページ「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」で階層区分がA階層からE1階層の世帯と、E2階層からF5階層の第3子以降の児童（ただし、小学校就学前までの保育所等に通っている児童で数えます。）については、副食費が免除されます。（主食費は免除されません。）

納付先・納付方法

	保育所等	利用者負担額	主食費・副食費・延長保育料・その他諸費用等
公立	保育所、認定こども園 小規模保育事業所、待機児童保育室	市に納付（※1）	
私立	私立保育所	市に納付（※1）	施設に納付（※2）
	認定こども園、小規模保育事業所、 事業所内保育事業所	施設に納付（※2）	

※1 市に納付の場合、納付方法は原則、口座振替になります（納期限は翌月15日（金融機関が休業日にあたる場合は、翌営業日）です）。引落とし口座を開設している金融機関（茨木市内）にて、口座振替依頼書をご提出ください。すでに兄弟姉妹が口座振替を利用している場合も、新規入所児童については新たに口座振替手続きが必要となります。

口座振替依頼書は利用施設及び保育幼稚園事業課、市内の金融機関で配布しています。なお、口座振替開始までは、納付書を翌月月初にご自宅へ発送します（納期限は翌月15日（金融機関が休業日にあたる場合は、翌営業日））。遅延のないよう納付してください。

※2 施設に納付の場合、納期限や納付方法、主食費等の金額は施設により異なります。各施設へお問い合わせください。

滞納処分について

市に納付が必要な方が利用者負担額等を納付しない場合、利用者負担額は滞納処分の対象となり、主食費・副食費・延長保育料・その他の諸費用については法的措置の対象となります。

ひとり親家庭の利用者負担額について

ひとり親家庭のうち、利用者負担額算定の基準となる年において、保護者の収入が110万円未満で、同居している祖父母の収入が300万円以上の場合、その祖父母の課税状況を合算して利用者負担額を決定します。ただし、保護者の収入が110万円以上ある場合や、現年の収入が110万円以上（月額92,000円以上）見込める方については、保護者のみの課税状況により利用者負担額を決定します。

利用者負担額の変更を見込める場合は、連続した3か月分の給与明細等の写しを保育幼稚園事業課へご提出ください。その翌月分から、児童の保護者のみの収入に基づく利用者負担額に変更することができます。

利用者負担額の軽減措置

以下の場合、利用者負担額等の軽減措置を受けられる場合があります。詳細については、34ページ「茨木市保育所・認定こども園（保育部分）利用者負担額徴収基準額表（予定）」をご確認の上、保育幼稚園事業課までお問い合わせください。

- 例）・市民税所得割課税額が77,101円未満の世帯で、在宅障害児（者）と同居している場合
・児童が複数いる場合

課税状況に変更があった場合

課税状況に変更があった場合は、利用者負担額等が変更となる場合がありますので、速やかに保育幼稚園事業課までお知らせください。随時課税状況の調査を行い、その結果、利用者負担額等の増減がある場合は更正を行います。

その他注意事項

- ①市民税の申告をされていない方（確定申告をされている方を除く）は、最高額で利用者負担額等を決定します。また、対象児童が3～5歳児の場合、市民税の申告をされていないと副食費の免除が受けられないことがあります。育児休業等で収入が0円の方についても、市民税の申告がない場合は、最高額で利用者負担額等を決定します。
- ②市民税額や世帯の状況等に変更があり、利用者負担額等を変更できるのは当該年度中のみです。前年度以前の利用者負担額等をさかのぼって変更することはできません。世帯状況に変更がある場合は、速やかにB-①を提出してください。
- ③令和8年1月1日または令和9年1月1日時点で海外に居住していたことにより、令和8年度または令和9年度の市民税が国内で課税されていない方は、収入申告書類の提出が必要となります。詳細は保育幼稚園事業課までお問い合わせください。



保育所等の利用者負担額（保育料）については、本市ホームページ（右図の二次元コード）からもご確認いただけます。



茨木市保育所・認定こども園(保育部分)利用者負担額徴収基準額表(予定)

(令和9年4月1日から適用)

※この表の年齢は、その児童の入所日の属する年度の初日の前日における年齢により区分するものとし、当該年度中は、その年齢を適用する。

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分			利用者負担額（月額：円）			複数の子どもが保育所等に入所している場合、2人目の子どもは（ ）内の金額となり、3人目以降の子どもは〔 〕内の金額となります。詳細は下記をご覧ください。
階層区分	定 義		0～2歳児		3歳児以上	
			標準時間	短時間	標準時間・短時間	
A	生活保護世帯等		0	0		
B 1	市町村民税非課税世帯	ひとり親世帯等	幼児教育・保育の無償化により無料			
B 2		一般世帯	幼児教育・保育の無償化により無料			
C 1	市町村民税所得割課税額 48,600 円未満	ひとり親世帯等	6,700 (0) 〔 0)	6,700 (0) 〔 0)	幼児教育・保育の無償化により無料 (別途主食費、諸費用等がかかります。)	C 1 階層から E 1 階層の 多子計算方法 ():年齢に関係なく、保護者と生計を一にしている子どもの中で第2子に適用 〔):年齢に関係なく、保護者と生計を一にしている子どもの中で第3子以降に適用
C 2		一般世帯	14,600 (7,300) 〔 0)	14,400 (7,200) 〔 0)		
D 1	市町村民税所得割課税額 48,600 円以上 57,700 円未満	ひとり親世帯等	6,700 (0) 〔 0)	6,700 (0) 〔 0)		
D 2		一般世帯	22,500 (11,200) 〔 0)	22,200 (11,100) 〔 0)		
E 1	市町村民税所得割課税額 57,700 円以上 77,101 円未満	ひとり親世帯等	6,700 (0) 〔 0)	6,700 (0) 〔 0)	幼児教育・保育の無償化により無料 (別途主食費・副食費、諸費用等がかかります。)	E 2 階層から F 5 階層の 多子計算方法 ():小学校就学前までの範囲で保育所等に通っている2番目の子どもに適用 〔):小学校就学前までの範囲で保育所等に通っている3番目以降の子どもに適用 ※「保育所等」とは、保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、茨木市待機児童保育室、企業主導型保育事業所、特別支援学校幼稚園部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援または医療型児童発達支援をいう。
E 2		一般世帯	22,500 (11,200) 〔 0)	22,200 (11,100) 〔 0)		
F 1	市町村民税所得割課税額 77,101 円以上 97,000 円未満		22,500 (11,200) 〔 0)	22,200 (11,100) 〔 0)		
F 2	市町村民税所得割課税額 97,000 円以上 169,000 円未満		33,300 (16,600) 〔 0)	32,900 (16,400) 〔 0)		
F 3	市町村民税所得割課税額 169,000 円以上 301,000 円未満		45,700 (22,800) 〔 0)	45,000 (22,500) 〔 0)		
F 4	市町村民税所得割課税額 301,000 円以上 397,000 円未満		60,000 (30,000) 〔 0)	59,100 (29,500) 〔 0)		
F 5	市町村民税所得割課税額 397,000 円以上		78,000 (39,000) 〔 0)	76,800 (38,400) 〔 0)		

※「生活保護世帯等」とは、生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）保護者が児童福祉法第6条の4に規定する里親である世帯をいいます。

※「ひとり親世帯等」の詳細については、35 ページの備考1 をご参照ください。

※市民税所得割課税額は、税額控除前の額（調整控除及び税額調整を除く）が適用されます。

※上記の額は、保育所または認定こども園の保育部分に在籍されている場合の利用者負担月額です。

小規模保育事業A型、小規模型事業所内保育事業、保育所型事業所内保育事業の利用者負担額及び茨木市待機児童保育室の利用料は、上記の額に 90/100 を乗じた額となります。

備考

1 「ひとり親世帯等」について

「ひとり親世帯等」とは、次の世帯をいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の6に規定する配偶者のない者で、現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる在宅障害児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者
 - イ 大阪府療育手帳に関する規則（平成12年大阪府規則第42号）に基づく療育手帳の交付を受けている者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に基づく特別児童扶養手当の支給対象児
 - オ 国民年金法（昭和34年法律第141号）に基づく障害基礎年金等の受給者
- (3) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると市長が認めた世帯

2 月途中に入所または退所した場合

月途中の入退所については、当該利用者負担額を日割計算（1月を25日とみなす。）とする。

- (1) 月途中入所 当月利用者負担額 × 月途中入所日からの開所日数 ÷ 25日（10円未満切捨て）
- (2) 月途中退所 当月利用者負担額 × 月途中退所日までの開所日数 ÷ 25日（10円未満切捨て）

3 公立施設の延長保育料について

茨木市立保育所等（認定こども園、小規模保育施設含む）及び待機児童保育室における延長保育料は、次のとおりとする。

<標準時間認定における延長保育（児童1人につき）>

区 分	月 額	日 額
A型延長保育（午前7時から午前7時30分まで）	2,500円	300円
B型延長保育（午後6時30分から午後7時まで）	2,500円	300円
C型延長保育（A型延長保育＋B型延長保育）	5,000円	600円

- (1) この表の「月額」及び「日額」の区分は、延長保育の利用の申込区分による。
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む）に係る延長保育料は無料とする。

4 公立施設の主食費及び副食費について（3歳児～5歳児クラスの児童のみ）

茨木市立保育所等（認定こども園、小規模保育施設含む）及び待機児童保育室における主食費及び副食費は、次のとおりとする。

	A階層からE1階層までの世帯			E2階層からF5階層までの世帯 ※1		
	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
主食費（児童1人につき）	1,500円（月額）			1,500円（月額）		
副食費（児童1人につき）	0円			5,100円（月額）		0円

- ※1 ただし、小学校就学前までの児童で数えます。
- ※2 月途中に入退所をした場合、主食費・副食費は日割計算となります。（備考2参照）
- ※3 金額は変更となる可能性があります。その際は市ホームページ等でお知らせいたします。

10 休日保育

生後3か月から就学前までの保育所等を利用している児童について、保護者が就労等により休日に家庭で保育することができない場合に利用できます。日曜日及び祝日（以下、「休日等」という。）の勤務について就労証明書に記載がない場合は、利用できません。

休日保育事業について

(1) 施設情報

施設名	住所	電話番号	対象年齢
豊原学園休日保育 「ありんこルーム」	豊原町 14 番 14 号	☎ 072-640-0017	生後3か月から就学前
天王つなぐこども園 休日保育	天王二丁目 13 番 5 号	☎ 072-623-4366	1 歳児クラスから就学前

(2) 利用申込み

事前に上記施設へ電話のうえ、上記施設にて面接を受けてから利用登録をしてください。

休日保育事業利用料補助事業について

休日等において保育が必要な児童が、企業主導型保育事業を休日等に利用した保護者に、利用料の一部を補助します。

(1) 対象者（次のすべてに当てはまる方が対象です。）

- a 茨木市に居住していること
- b 日曜日、祝日において企業主導型保育事業の預かりサービスを利用した者（当該サービスを利用した企業主導型保育事業に在籍していない者に限る。）
- c 児童の保護者が保育認定の事由（育児休業中を除く）に該当し児童の保育が困難なこと

(2) 補助の内容

- a 補助対象経費…企業主導型保育事業の預かりサービスの利用に要した費用（給食費、おやつ代等の実費徴収は除く。）
- b 補助金額 …1日あたりの企業主導型保育事業の預かりサービスの利用料又は4,000円のいずれか少ない額

(3) 補助申請



休日保育事業利用料
補助登録フォーム

保育幼稚園事業課にて年度ごとに事前登録が必要です(以下のURLもしくは左の二次元コードから登録できます)。

詳細は本市ホームページ（38 ページに記載の二次元コード）からご確認ください。

フォームの URL 【<https://logoform.jp/form/2Qoq/186918>】

その他の詳細は、右の二次元コードから本市ホームページ
「休日保育について」「休日保育事業利用料補助制度について」をご確認ください。



11 児童が病気やケガの時に保育所等が利用できない場合

病児保育室の利用について

(1) 利用できる症状

児童が日ごろかかる病気などが対象です。

(例) 風邪、消化不良症（頻繁に起こる下痢、嘔吐）、骨折、外傷
感染症（インフルエンザ、水疱（水ぼうそう）など）

(2) 施設情報

施設名	住所	電話番号	対象年齢
済生会茨木病院附属 病児保育室ひなたぼっこ	上穂積一丁目2番27号 済生会茨木医療福祉センター1階	☎ 072-621-4657	生後6か月から小学校3年生まで
篠永医院附属病児保育室 さうだーで	真砂一丁目2番36号	☎ 072-633-5397	離乳食完了（約1歳6か月）から小学3年生まで
やまもとクリニック附属 病児保育室うたたね	宮元町二丁目13	☎ 070-6568-7219	離乳食の完了後（約1歳6か月）から小学3年生まで

その他、申込方法等の詳細は、右の二次元コードから本市ホームページ
「病児保育のご案内」をご確認ください。



病後児保育室の利用について

(1) 利用できる病状の範囲

入室ができる	入室ができない（病気の回復期にあたらなため）
・耳鼻科関係の場合 ・外傷の場合 ・感染症の場合（具体的な目安は HP（ID:42243） をご確認ください。）	・熱（一般的な風邪等）の場合 ・嘔吐・下痢・胃腸障害の場合

(2) 施設情報

施設名	住所	電話番号
認定こども園こどもの園敬愛保育園内 「こどもの園健康支援センター」	中穂積三丁目1番22号	☎ 072-645-0099
認定こども園おとのは学園 「おとのは学園病後児保育ルームさんさん」	平田一丁目29番38号	☎ 072-637-1122

その他、申込方法等の詳細は、右の二次元コードから本市ホームページ
「病後児保育室のご案内」をご確認ください。



訪問型病児・病後児保育の利用に係る補助について

児童が病気やケガで保育所等や小学校に通えないとき、就労等の理由でベビーシッター等による病児・病後児保育サービスを利用した場合に、子育て世帯の経済的負担の軽減を図るため、その料金の一部を補助しています。

(1) 対象者（次のすべてにあてはまる方が対象です。）

- a 茨木市に居住していること。
- b 児童が生後6か月から小学3年生までであること。
- c 児童がサービスを利用した日の前後7日以内に医療機関を受診していること。
- d 児童の保護者が保育認定の事由（求職活動中、育児休業中の場合を除く。）に該当し児童の保育が困難なこと。

(2) 補助の内容

- a 日数 …サービスの利用にかかる1回の発病につき7日まで
- b 補助金額…次のAまたはBのいずれか少ない方
 - (A) 1日の病児保育サービス利用時間合計（1時間未満切捨て）×1,000円
（非課税世帯等…×2,000円） ※1日あたり最大10時間まで
 - (B) サービスの利用に要した費用
（勤務先の福利厚生等やクーポン券等利用分は、上記費用に含みません）
- c 上限 …児童1人につき年間（4月から翌3月までの申請分）**4万円（非課税世帯等…8万円）**まで

(3) 利用申込

サービス利用後、必要書類を保育幼稚園事業課にご提出ください。申請から遡って1年以内に利用したサービスに限り有効です。

その他の詳細は、右の二次元コードから本市ホームページ
「訪問型病児・病後児保育利用料補助制度について」をご確認ください。



その他のお知らせ

保育士の保育所等優先利用について

本市では、待機児童解消のための保育士確保対策として、『新規入所または転所希望の保護者が、市内の保育所等及び待機児童保育室に勤務（予定）の保育士等である場合』に、保育所等を優先的に利用できます。

対象者

①就労（予定）場所

- ・市内で認可を受けている保育所（南総持寺保育園を含む）、認定こども園、小規模保育事業所、事業所内保育事業所
- ・市内の企業主導型保育事業所、待機児童保育室

②職種

- ・保育士、保育教諭、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、看護師、准看護師、保健師、特定理学療法士等
- ※保育士及び保育教諭以外の職種については、みなし保育士として勤務する場合に限ります。

③勤務時間

- ・現在休業中または就労開始予定で、月 20 日以上かつ週 30 時間以上もしくは週 5 日以上かつ 1 日 6 時間以上勤務予定の場合

※転所希望の場合は、4 月入所申込のみ優先利用の対象とします。

※上記の要件で勤務予定の市外居住者が、居住している市町村で保育所等を待機している場合も優先利用の対象です。（4 月入所申込の一次選考では対象外）

令和 9 年度保育所等利用案内についてのアンケートのお願い（任意）

保育所等利用案内につきまして、より分かりやすい利用案内作成の参考とさせていただくため、アンケートを実施しています。ご多忙の中恐れ入りますが、右図の二次元コードよりアンケートにご協力いただきますようお願いいたします。



申込フォーム等一覧

・ マイページ

関連ページ：1 ページ「アカウント登録」



・ 新規利用申込フォーム

関連ページ：9 ページ「新規利用申込フォーム（4月入所・例月入所共通）」



・ 利用希望変更フォーム

関連ページ：12 ページ「利用申込後に世帯の状況等に変更があった場合、
「希望変更及び不備書類の提出」



・ 不備書類等提出フォーム

関連ページ：12 ページ「利用申込後に世帯の状況等に変更があった場合、
「希望変更及び不備書類の提出」



・ 様式一覧

関連ページ：26 ページ「入所後に認定内容の変更があった場合」



・ 保留通知発行依頼フォーム

関連ページ：8 ページ「(3) 保育所等利用調整結果通知書（保留通知）の発行依頼」



・ 保育所等入所辞退及び入所申込取下フォーム

関連ページ：13 ページ「利用申込の取下げ、入所の辞退」、「利用決定の取消、保育実施
の解除について」



・ 休日保育事業利用料補助登録フォーム

関連ページ：36 ページ「休日保育」



保育所等の所在地

●公立保育所

- 1 郡
- 2 春日
- 3 中央
- 4 総持寺
- 5 沢良宜

○私立保育所

- 6 彩都敬愛保育園
- 7 彩都宿久庄
- 8 なかよしわんぱく
- 9 ほづみ
- 10 マリモ global kids
- 11 マリモ global kids(分園)
- 12 さくらんぼ
- 13 てんのう中津

- 14 ひだまり
- 15 きらりひだまり
- 16 ゆめひだまり
- 17 ゆめひだまり保育園 ANNEX
- 18 鮎川
- 19 南総持寺
- 20 玉島
- 21 たんぽぽ bambi
- 22 ちとせ Tre
- 23 東奈良敬愛
- 24 水尾保育園

■公立認定こども園

- 25 福井幼稚園
- 26 西幼稚園
- 27 沢池幼稚園

- 28 茨木幼稚園
- 29 太田幼稚園
- 30 庄栄幼稚園
- 31 水尾幼稚園

□私立認定こども園

- 32 安威たんぽぽ
- 33 うたさく
- 34 彩都
- 35 さいのもと
- 36 郡山敬愛
- 37 彩都敬愛幼稚園
- 38 豊原
- 39 やまぜん
- 40 山手台
- 41 春日幼稚園

- 42 こどもの園敬愛
- 43 中穂積敬愛
- 44 松ヶ本
- 45 しもほづみキッズ
- 46 末広
- 47 たちばな
- 48 たんぽぽ中条
- 49 いばらき大谷
- 50 ちとせ学院めぐみの森
- 51 東さくら
- 52 花たちばな
- 53 あいの三島
- 54 いぶきの丘
- 55 さんすい
- 56 白川敬愛

- 57 ちとせ学院
- 58 ちとせ学院 Ramo
- 59 玉櫛たちばな
- 60 たんぽぽ
- 61 たんぽぽ triangle
- 62 天王
- 63 天王つばみ
- 64 天王つなぐ
- 65 ときのは
- 66 茨木みのり幼稚園
- 67 茨木高美幼稚園
- 68 おとのは
- 69 くるみ敬愛
- 70 ちとせ学院 Due 南茨木
- 71 天王学園幼稚園

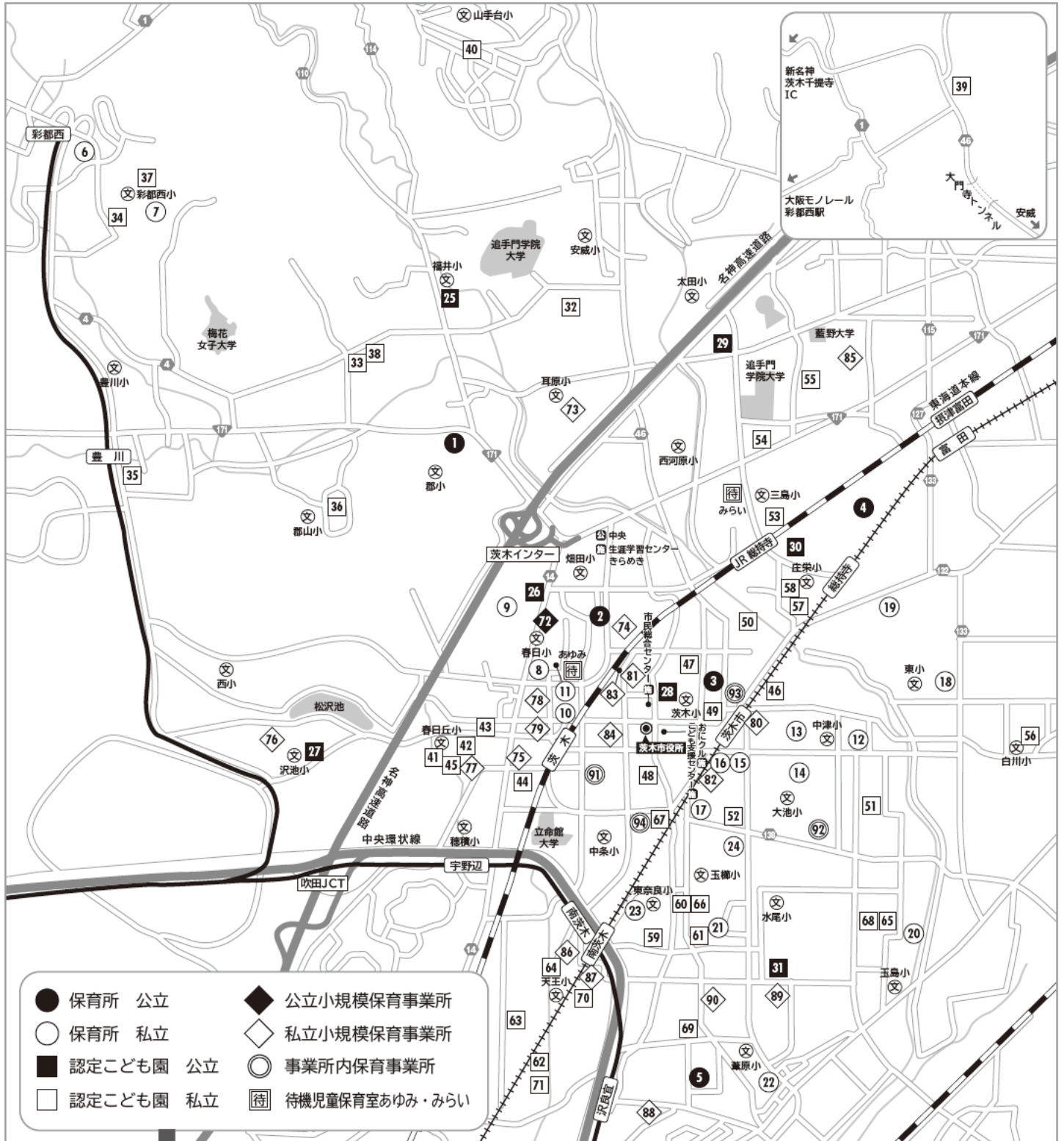
◆公立小規模保育事業所

- 72 のぞみ
- 73 みのほら桜
- 74 きずな KID'S
- 75 たんぽぽアミーゴ
- 76 さわいけキッズ
- 77 ポッポ 下穂積
- 78 マリモ木ステーション
- 79 マリモスリー
- 80 きずな
- 81 けいあいルビニ中条
- 82 すまいるひだまり
- 83 ポッポ 上中条
- 84 マリモ city

- 85 マリモ
- 86 けいあいルビニ天王
- 87 すみれ
- 88 第2なないろ
- 89 第2なないろ真砂
- 90 さうだーで

◎事業所内保育事業所

- 91 敬愛ルビニ西中条
- 92 てんのうナーサリー
- 93 Cocco 保育園
- 94 ヤクルトひよこ茨木



施設の詳細な情報はこちら

